

平塚市 子ども・子育て支援事業計画

いきいき子育て のびのび子育て
ちいきで育む



いのちきらめく 我がまち ひらつか

平成27年3月
平塚市

はじめに

子どもは、地域にとってかけがえのない宝です。本市では、「子育てするなら平塚で」という思いのもと、子ども・子育て支援に取り組んでいます。

一方で、わが国の人口は、年々減少の一途をたどっており、少子高齢化の進行は、社会保障制度の基盤を揺るがしかねない、深刻な問題となっています。

そうした社会状況の中で、次代を担う子どもを安心して生むことができ、子育てしやすい社会を実現するため、特に近年、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が強く求められています。国では、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決していくため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。これらの法律は、幼稚園や認可保育所の制度を大きく見直し、認定こども園の制度を拡充するもので、市はこの制度改正を踏まえた上で、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとなりました。

本市では、平成17年度から平成21年度までの「平塚市次世代育成支援行動計画」、平成22年度から平成26年度までの「平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）」により、「いのちを大切に作る心」をキーワードとして、子育て・子どもの育ちに関する取組みを進めてきました。

この度、この次世代育成支援行動計画を含む新たな計画として「平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。次世代育成支援行動計画のキーワードである「いのちを大切に作る心」は踏襲しつつ、すべての行動の拠り所となる乳幼児期の「愛着」形成を新たな視点として加え、すべての子どもとその家庭を対象に、子育て・子どもの育ちを支援するための具体的な取組みを示すとともに、幼児期の教育・保育、地域の様々な子育て支援の提供体制の確保を図っていきます。

子どもを安心して生み育てることのできる環境の実現のためには、社会全体での取組みが不可欠となります。それには、家庭、地域、事業所、市や関係機関等が適切に役割分担をしながら、それぞれの取組みを進めていくことにより、この計画の着実な推進を図ってまいります。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にお力添えをいただきました平塚市子ども・子育て会議委員の方々、並びにパブリックコメントなどを通じて貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成27年（2015年）3月

平塚市長 落合 克宏

平塚市子ども・子育て支援事業計画の概要

キーワード

いのちを大切にすること

基本理念

いしき子育てのびのび子育て・いしきで育む いのちきらめく 我がまち ひらつか

計画推進の視点

乳幼児期からの愛着形成に向けて

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて

① 全ての子育ての視点

② 全ての子育て家庭の視点

基本目標 1
あいかどう！
自分のいのち
みんなのいのち

施策
(1) 子どもの権利の確保
(2) 児童虐待の防止
(3) 育ち環境の整備
(4) 家庭や地域の教育力の向上

基本目標 2
たのしく！
子育てを

施策
(1) さまざまな子育て支援サービスの提供
(2) 親・子の交流の場づくり
(3) 情報提供・相談体制の充実
(4) 男女共同参画の促進
(5) 職場環境の改善
(6) 母子家庭の自立支援
(7) 経済的支援の充実

基本目標 3
のびのび！
学んで

施策
(1) 学校（園）教育の充実
(2) 相談活動の推進

基本目標 4
ほっと！
学んで

施策
(1) 道路交通安全の向上
(2) 防犯の強化
(3) 遊びの場づくり
(4) 街のバリアフリー化
(5) 有害環境の改善

基本目標 5
すこやかに！
育って

施策
(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
(3) 子どもが健やかに育つための地域づくり
(4) 育てにくさを持つ親への支援
(5) 児童虐待の防止対策

施設型給付
(1) 幼稚園
(2) 保育所
(3) 認定こども園

地域型保育給付
(1) 家庭的保育
(2) 小規模保育
(3) 居宅訪問型保育
(4) 事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業
(1) 時間外保育事業
(2) 放課後児童健全育成事業
(3) 子育て短期支援事業
(4) 地域子育て支援拠点事業
(5) 幼稚園における一時預かり事業
(6) 保育所等における一時預かり事業
(7) 病児・病後児保育事業
(8) ファミリー・サポート・センター事業

(9) 利用者支援事業
(10) 妊婦健康診査事業
(11) 乳児家庭全戸訪問事業
(12) 養育支援訪問事業
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

量の見込み

確保方策

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画策定体制と経過	4

第2章 子ども・子育てを取巻く現状

1	社会的な状況	7
2	母子保健の状況	13
3	教育・保育施設の現状	24
4	アンケートから見られる現状	26
5	次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	35
6	平塚市の子ども・子育てを取巻く課題	38

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	41
2	基本的な視点	42
3	基本目標	44
4	施策の体系	46

第4章 施策の展開

基本目標1	ありがとう！自分のいのち みんなのいのち	50
基本目標2	たのしく！子育てを	56
基本目標3	のびのび！学んで	65
基本目標4	ほっと！安心のまちを	69
基本目標5	すこやかに！育て（平塚市母子保健計画）	74
	各種相談事業の連携	86

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定 89
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 90
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び
その実施時期 95
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び
その実施時期 99

第6章 計画の進行管理

- 1 計画の進行管理 113
- 2 適切な役割分担による計画の推進 113

資料編

- 1 平塚市子ども・子育て会議条例 115
- 2 平塚市子ども・子育て会議運営要綱 117
- 3 平塚市子ども・子育て支援事業計画策定部会設置要綱 120
- 4 平塚市子ども・子育て会議委員名簿 121
- 5 平塚市子ども・子育て支援事業計画策定部会委員名簿 122
- 6 策定経過 123
- 7 用語解説（50音順） 124

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、出生数の減少や出生率の低迷に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、現在の傾向が続けば、2050年には、

日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半以下の50万人を割るとされています。ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化並びに晩婚化・晩産化の進行により、結婚・出産・子育て等に希望が持てない状況を生み出していることから、国は将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定、また、地方公共団体及び事業主も行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

一方、現在子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は多く、特に仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。このような現状・課題に対応し、子育てしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に

支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められた結果、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律の主旨は、新たな子育て支援の仕組みを「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目的とし、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

そこで、本市は、こうした背景を踏まえ、平成21年度に策定した平塚市次世代育成支援行動計画(後期計画)や今回実施した子育て家庭へのアンケート調査結果等を基に、子どもを取巻く現状と今後の子育ての在り方についての方向性を明確にするため、平塚市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この平塚市子ども・子育て支援事業計画では、「子どもにとっての最善の利益」の確保、特に幼児期の教育・保育の提供体制の確保を図っていきます。



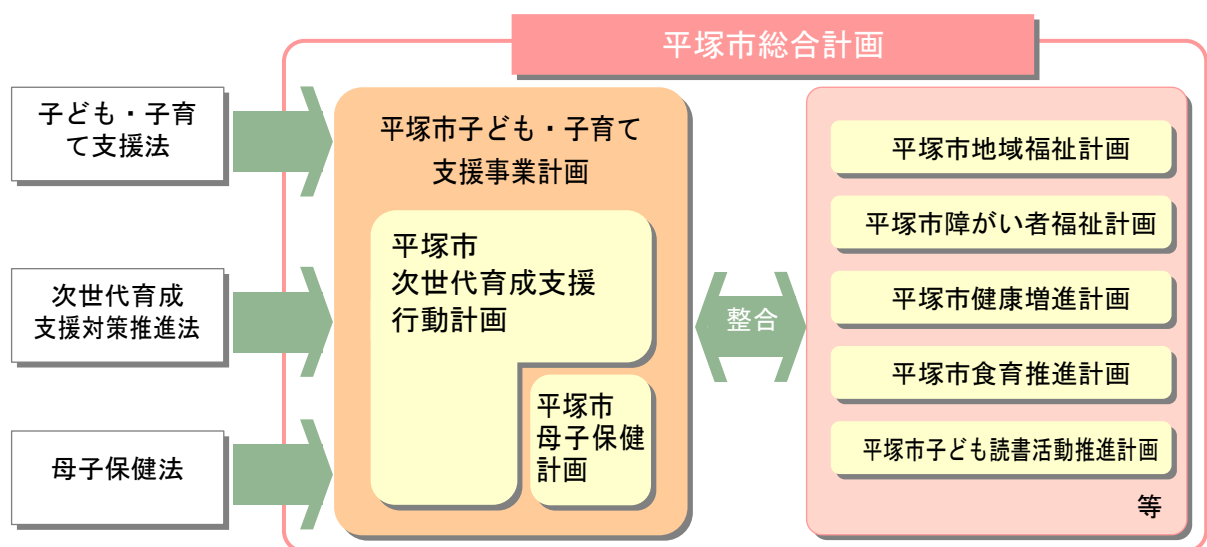
2 計画の位置づけ

この計画は、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」の実現を目指し、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられるものです。この計画により、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、平塚市の独自性を踏まえながら、市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取組みを推進します。また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定しているとともに、母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」も盛り込んでいます。

この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む満18歳未満の子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

この計画は、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、全ての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。また、「平塚市地域福祉計画」「平塚市障がい者福祉計画」「平塚市健康増進計画」「平塚市食育推進計画」「平塚市子ども読書活動推進計画」等の諸計画との整合及び連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。さらに、子どもと子育てを取巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備等多岐にわたる分野があり、これらの施策、事業との相互的かつ一体的な連携をとって推進を図っていきます。

【 計画の位置づけ 】



3 計画期間

「子ども・子育て支援法」について、地方公共団体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年の平成29年度において、計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定	→			→	
			計画の見直し	→	



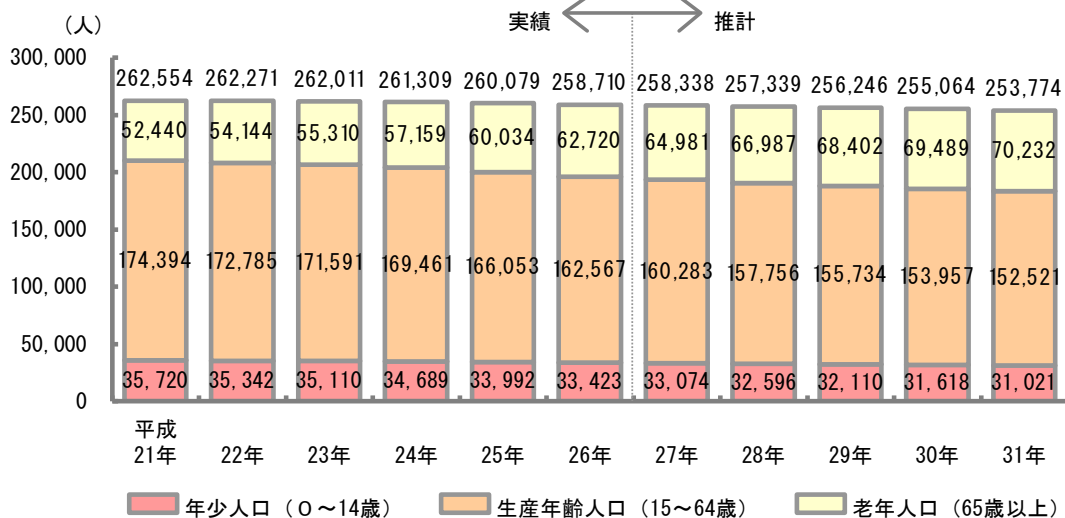
1 社会的な状況

(1) 人口推移と推計



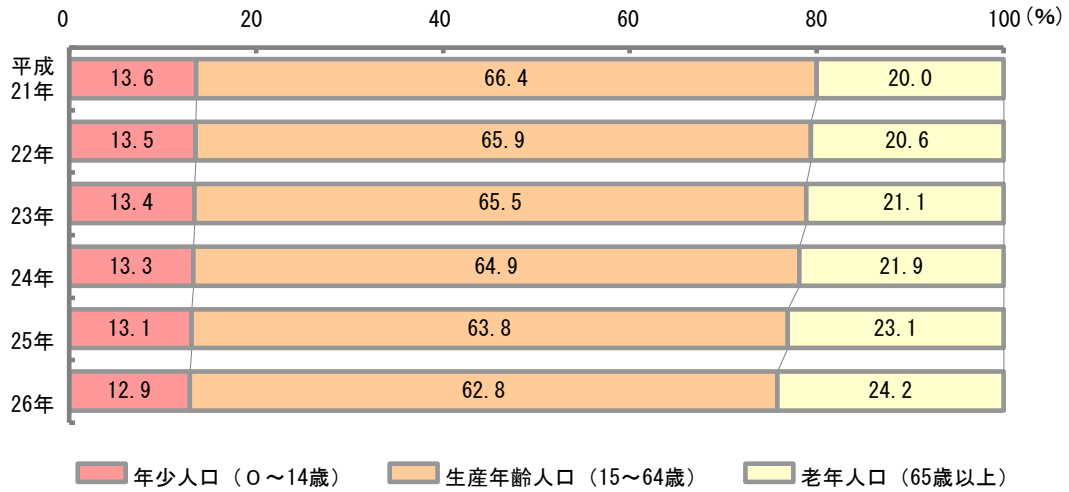
本市の総人口を見ると、年々減少し、平成26年4月1日現在で258,710人となっています。平成27年以降の推計人口についても、減少しており、平成31年4月1日で253,774人と推測されます。また、年齢3区分別人口構成を見ると、老年人口（65歳以上）の割合は、年々増加していますが、年少人口（0～14歳）の割合は年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。

【 人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

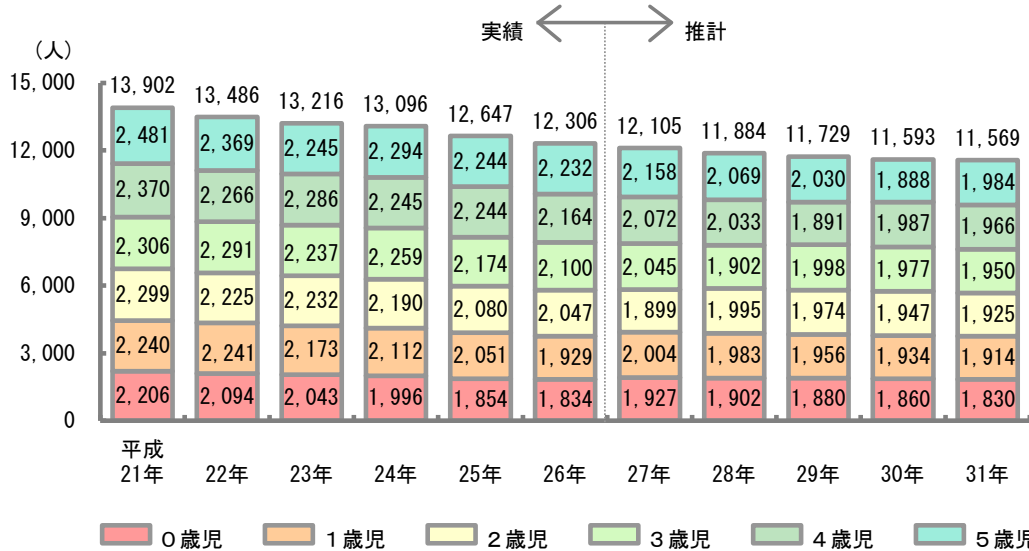


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

（2）子どもの人口の推移と推計

本市の子どもの人口は、年々減少し、平成26年4月1日現在で12,306人となっています。平成27年以降の子どもの推計人口についても、減少しており、平成31年4月1日で11,569人と推測されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】



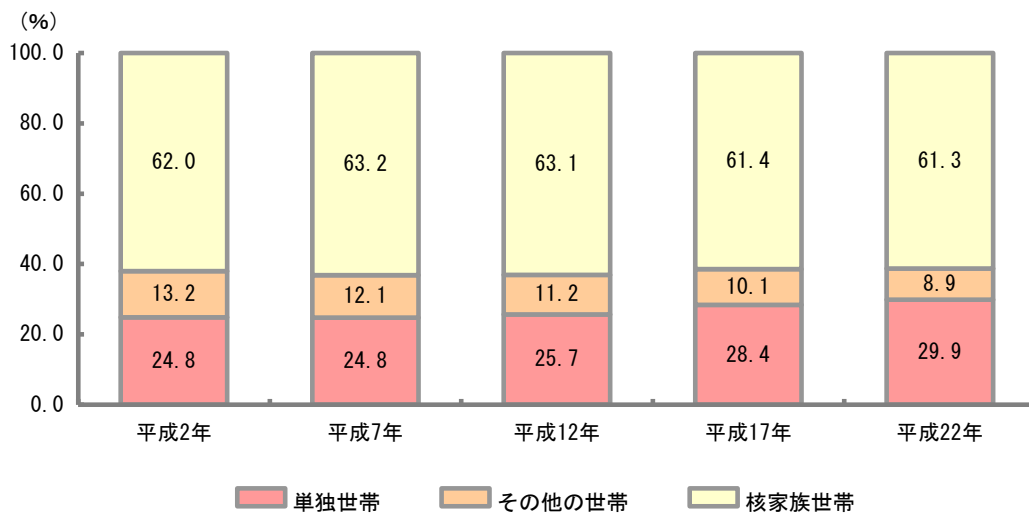
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

(3) 世帯構成の推移

本市の世帯構成を見ると、核家族世帯の占める割合は減少傾向が見られ、平成22年で61.3%となっています。

【 世帯構成の推移 】

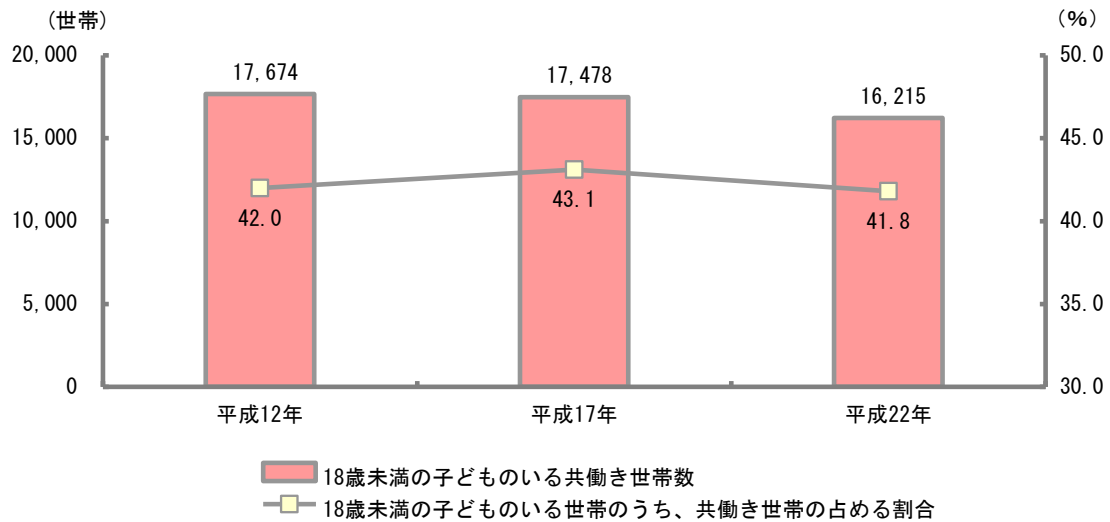


資料：国勢調査



本市の18歳未満の子どものいる共働き世帯数は、減少傾向であり、平成22年で16,215世帯となっています。18歳未満の子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合を見ても、減少傾向が見られ、平成22年で41.8%となっています。

【 子どものいる共働き世帯の推移 】



資料：国勢調査

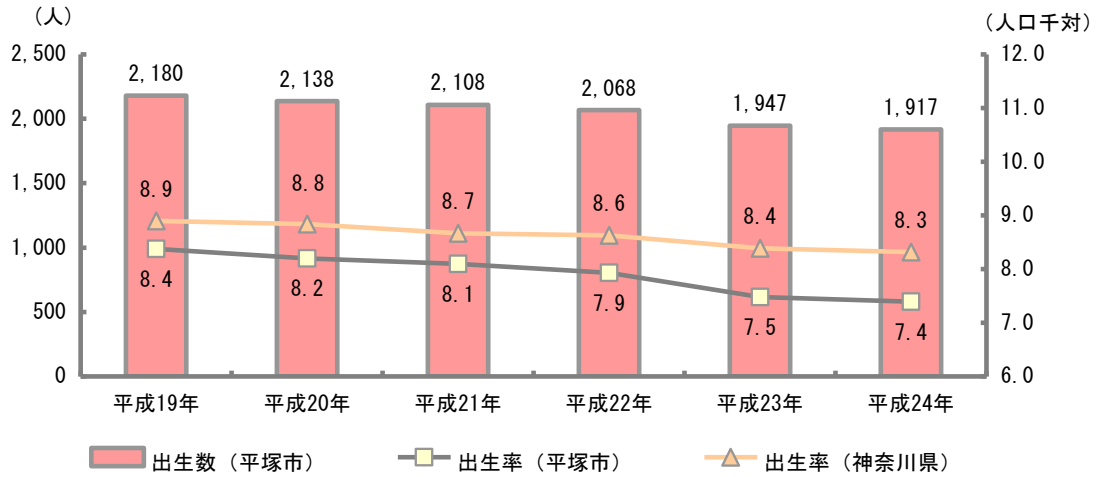


(5) 出生の動向

本市の出生数は年々減少し、平成24年で1,917人となっています。

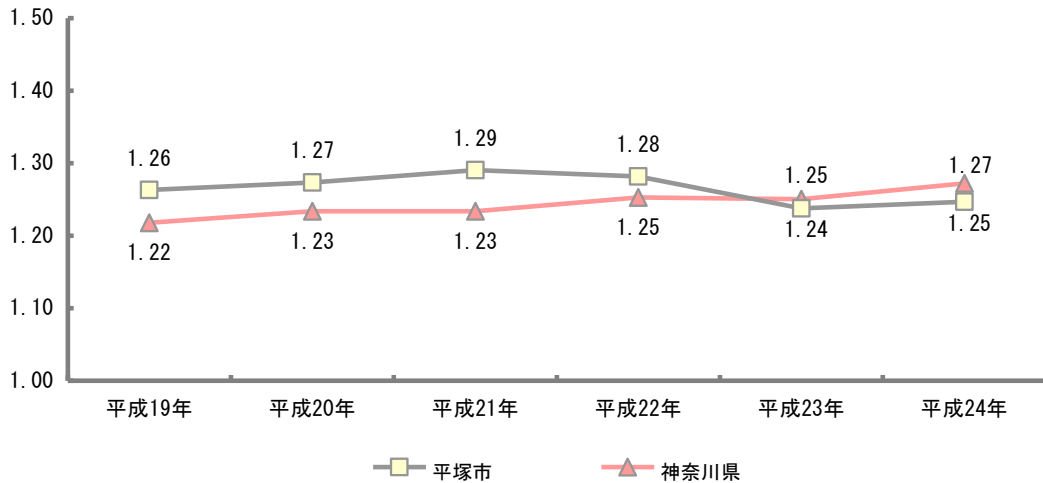
出生率（人口千対）でも年々減少し、県より低い値で推移しています。合計特殊出生率も年々減少し、平成24年で1.25となっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：神奈川県衛生統計年報

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：神奈川県衛生統計年報

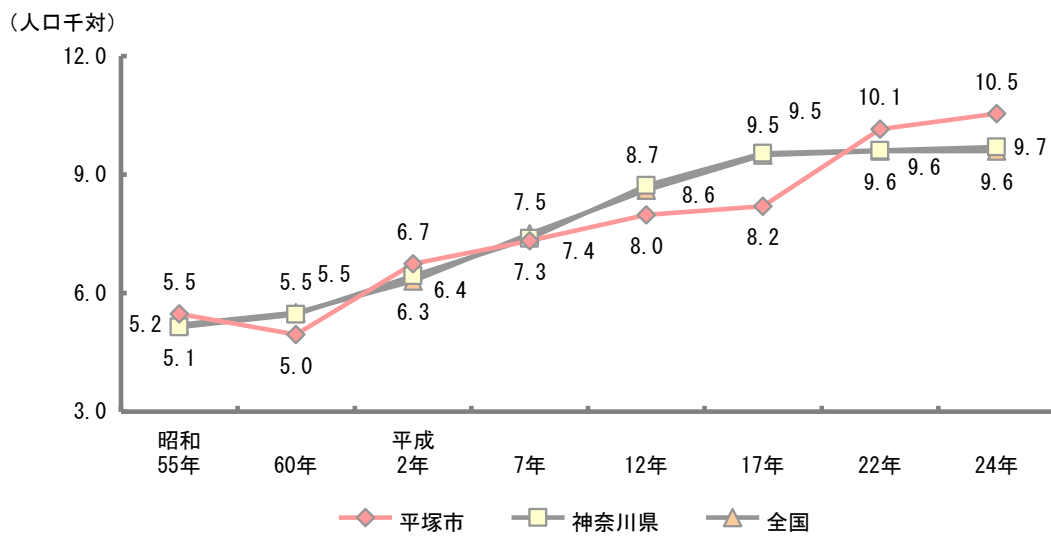
2 母子保健の状況

(1) 出生時体重2,500g未満の出生割合の年次推移 ●●●●●●●●●●

本市の出生時体重2,500g未満の出生割合の年次推移を見ると、昭和55年から平成24年にかけて、平均すると5年ごとに1ポイント程度増加しています。

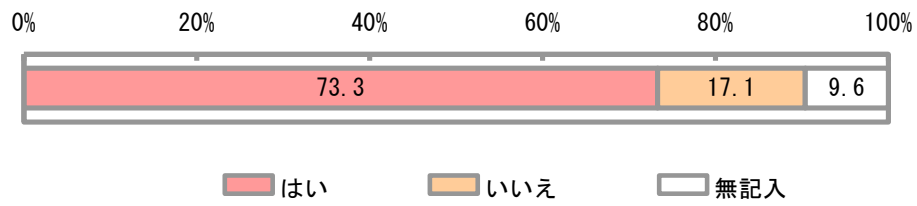
国、県と比較すると、平成7年まではほぼ同程度で推移していましたが、平成12年、17年は国、県より低く、平成22年以降は国、県より高くなっています。

【 出生時体重2,500g未満の出生割合の年次推移 】



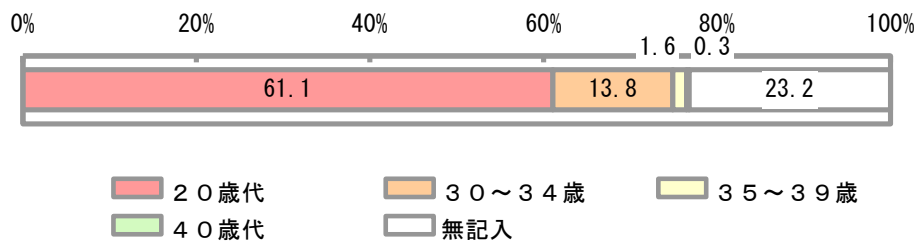
資料：庁内資料

【 女性に妊娠の適年齢があることを知っている人の割合 】



資料：庁内資料

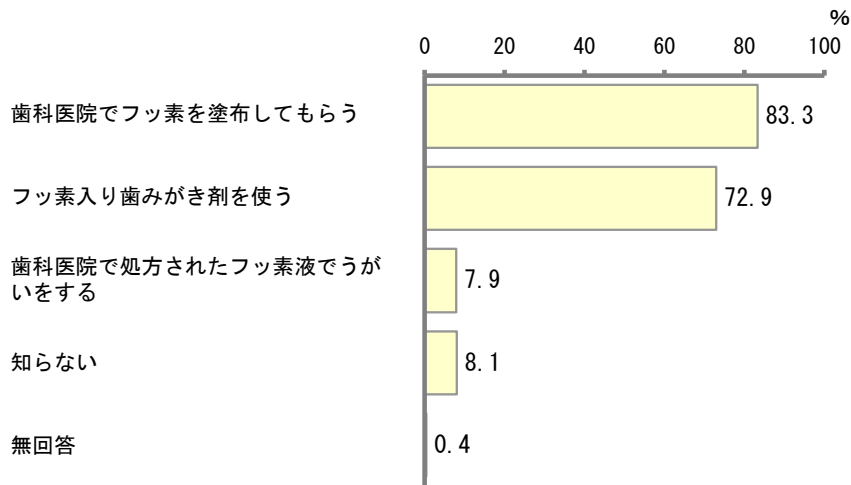
【 妊娠の適年齢が何歳頃だと思うかの割合 】



資料：庁内資料

③ むし歯予防としてのフッ素の利用方法を知っている保護者の割合

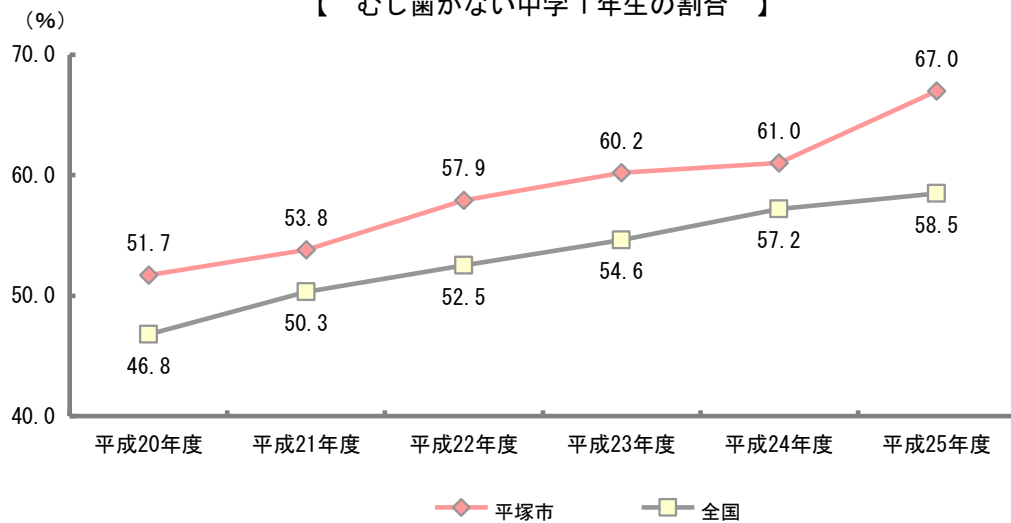
【 むし歯予防としてのフッ素の利用方法を知っている保護者の割合 】



資料：平塚市子育て支援に関するアンケート調査（平成25年度）

④ むし歯がない中学校1年生の割合

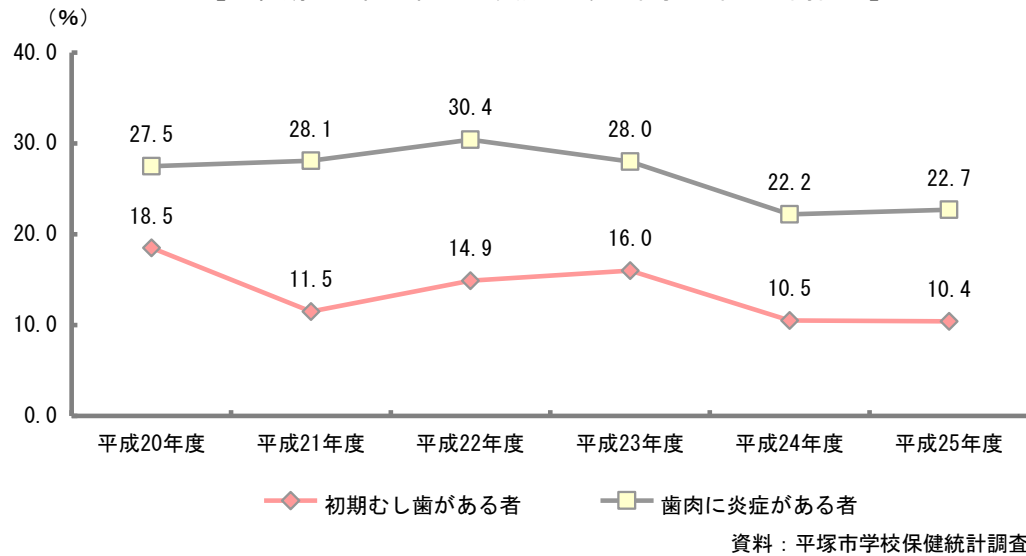
【 むし歯がない中学1年生の割合 】



資料：文部科学省調査、平塚市学校保健統計調査

⑤ 初期むし歯・歯肉に炎症のある中学校1年生の割合

【 初期むし歯・歯肉に炎症のある中学1年生の割合 】



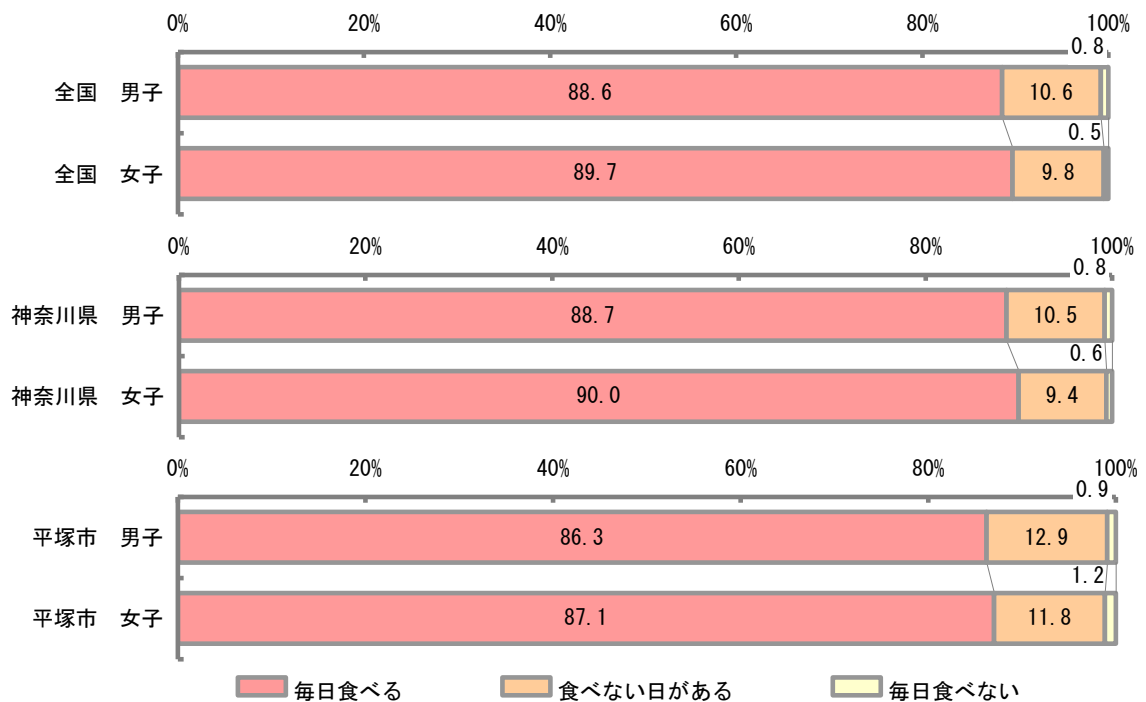
(6) 朝食の摂取状況

① 小学校5年生の朝食の摂取状況

本市の小学校5年生の朝食の摂取状況は女子に比べ、男子で僅かに「食べない日がある」「毎日食べない」を併せた割合が高くなっています。

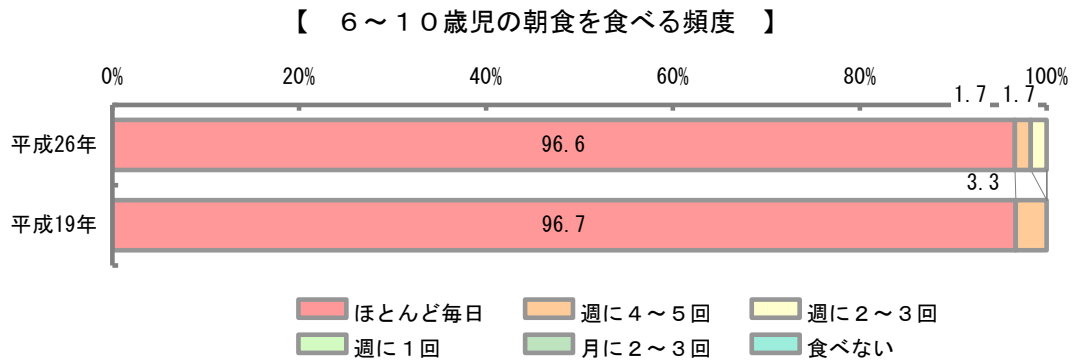
国、県と比較すると、男女とも「食べない日がある」「毎日食べない」を併せた割合が高くなっています。

【 小学校5年生の朝食の摂取状況 】



② 6～10歳児の朝食を食べる頻度

本市の6～10歳児の朝食をほとんど毎日食べる割合を見ると、平成19年度と平成26年度で大きな変化は見られません。



資料：庁内資料

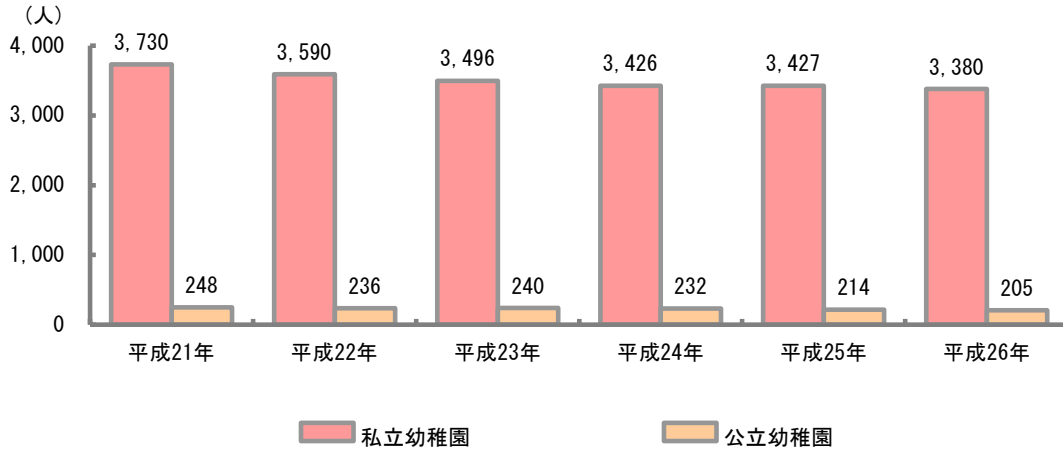


3 教育・保育施設の現状

(1) 幼稚園の在籍状況

本市の幼稚園の在籍状況は、私立幼稚園、公立幼稚園ともに減少傾向が見られます。

【 私立幼稚園・公立幼稚園の在籍状況 】

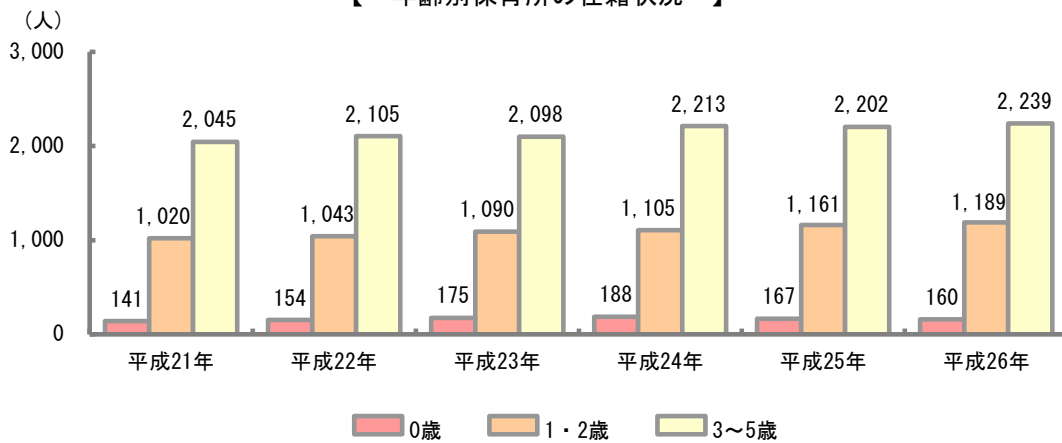


資料：庁内資料（各年5月1日現在）

(2) 年齢別保育所の在籍状況

本市の年齢別保育所の在籍状況は、1・2歳、3~5歳で増加傾向が見られます。

【 年齢別保育所の在籍状況 】

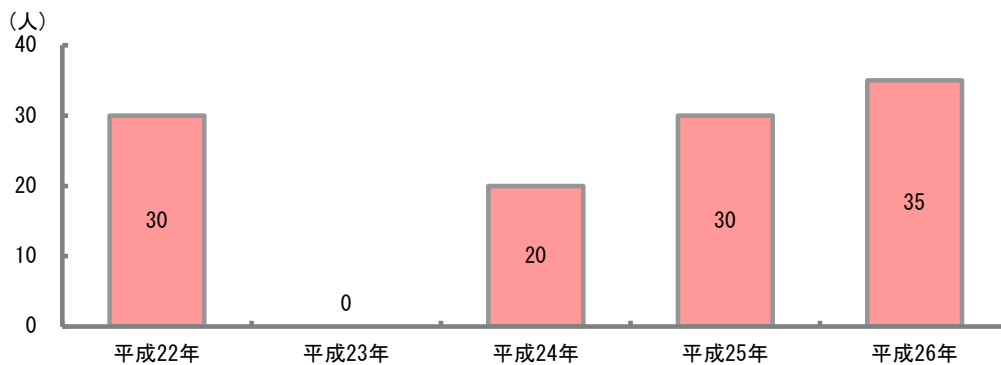


資料：庁内資料（各年4月1日現在）

(3) 待機児童数の推移

本市の待機児童数の推移は、平成23年以降年々増加しており、平成26年4月1日で35人となっています。

【 待機児童数の推移 】



資料：庁内資料（各年4月1日現在）



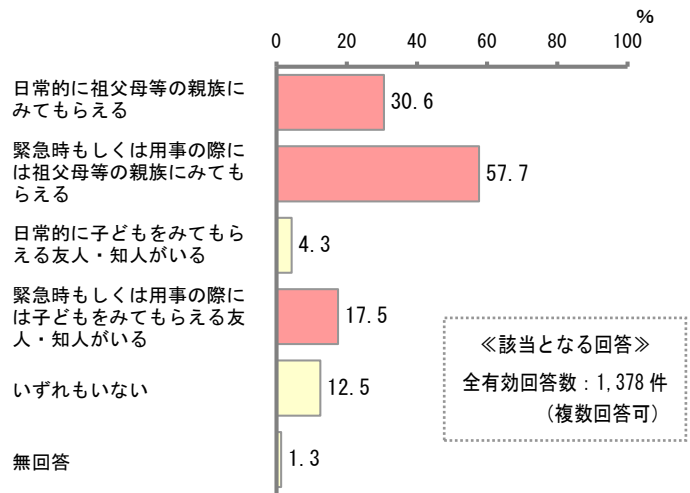
4 アンケートから見られる現状

(1) お子さんをご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が17.5%となっています。

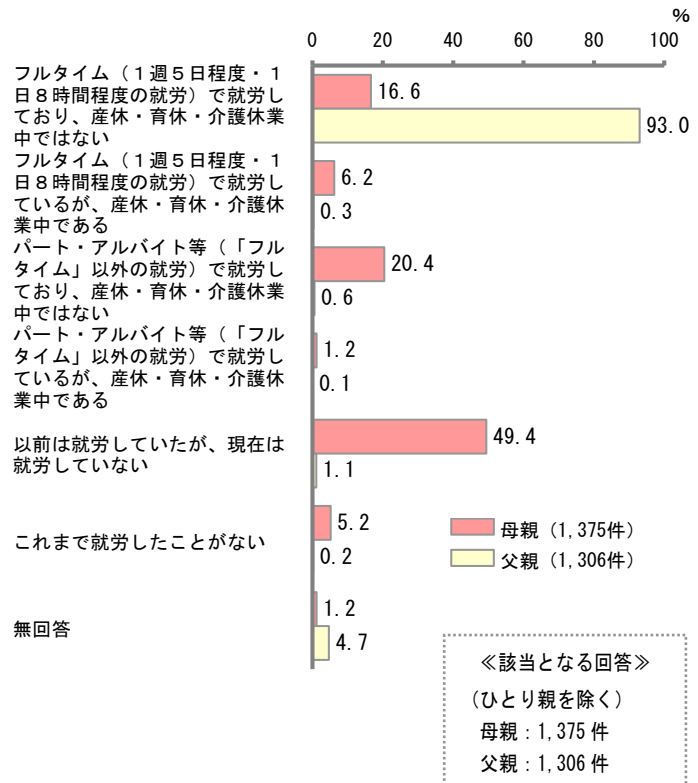
【子どもをみてもらえる親族・知人（就学前児童調査）】



② 母親と父親の就労状況

- 母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が49.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が20.4%となっています。
- 父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が93.0%となっています。

【母親と父親の就労状況（就学前児童調査）】

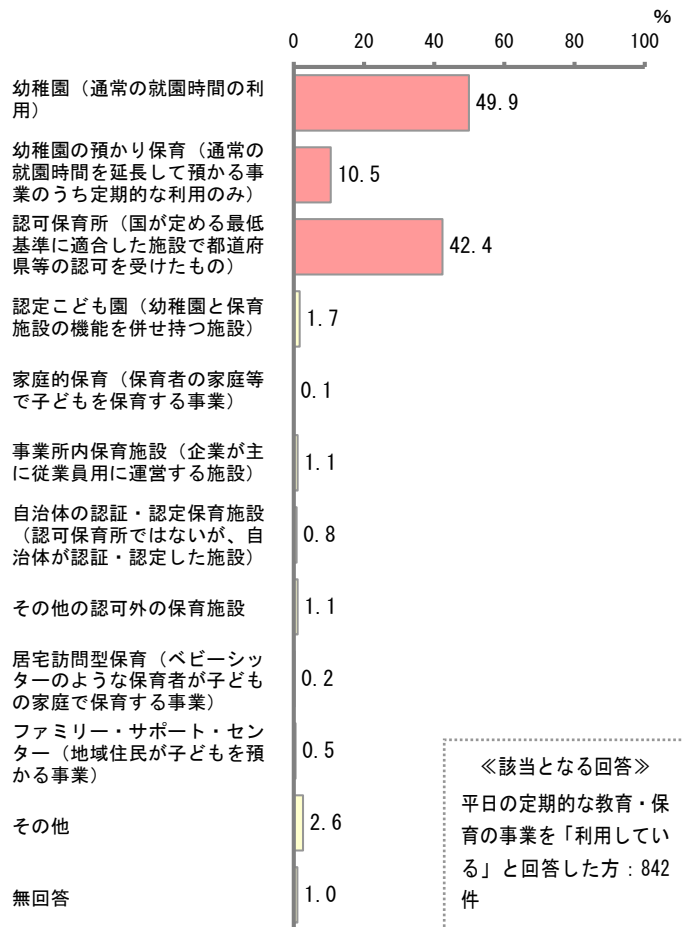


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●●●

① 平日利用している教育・保育事業

- ・幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で61.1%（842件／1,378件）となっています。
- ・その内訳は「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が49.9%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」が42.4%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が10.5%となっています。

【 平日利用している教育・保育事業（就学前児童調査）】

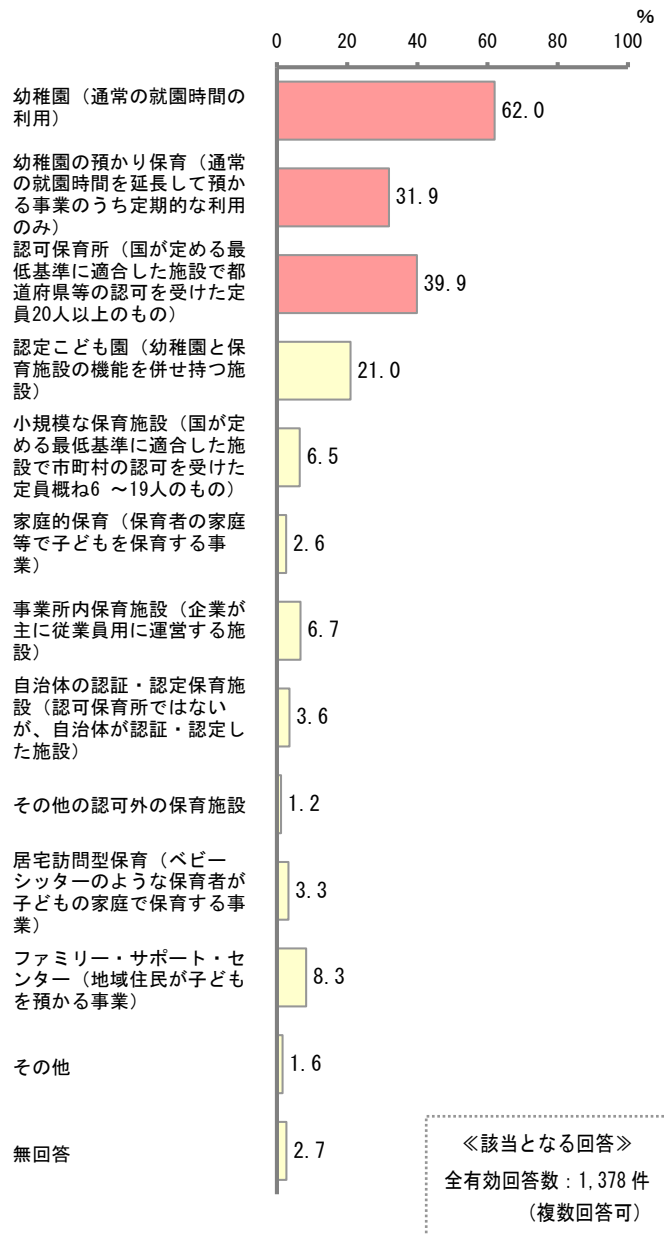


《該当となる回答》
平日の定期的な教育・保育の事業を「利用している」と回答した方：842件

② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が62.0%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が39.9%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が31.9%となっています。

【 平日利用したい教育・保育事業（就学前児童調査）】

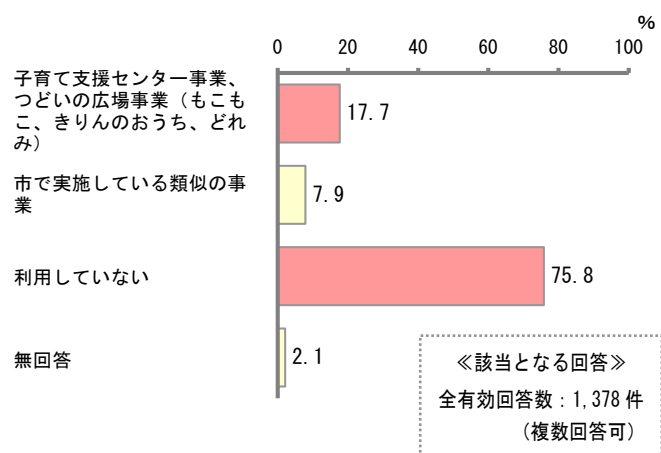


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について ●●●●●●●●●●

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

・地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」が75.8%と最も高く、次いで「子育て支援センター事業、つどいの広場事業（もこもこ、きりんのおうち、どれみ）」が17.7%となっています。

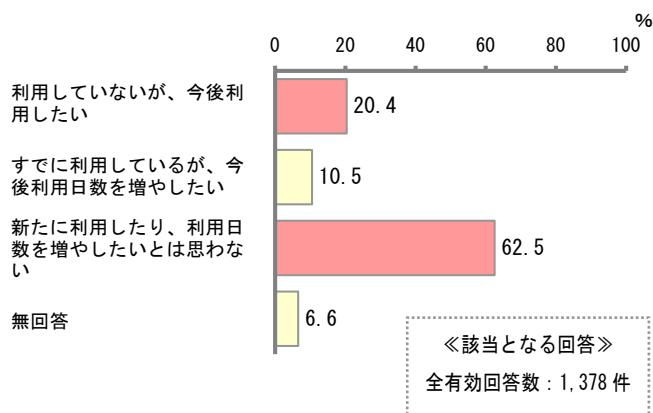
【 地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童調査）】



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

・地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が62.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が20.4%となっています。

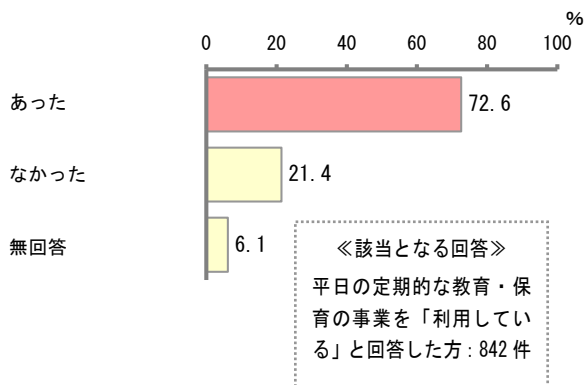
【 地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童調査）】



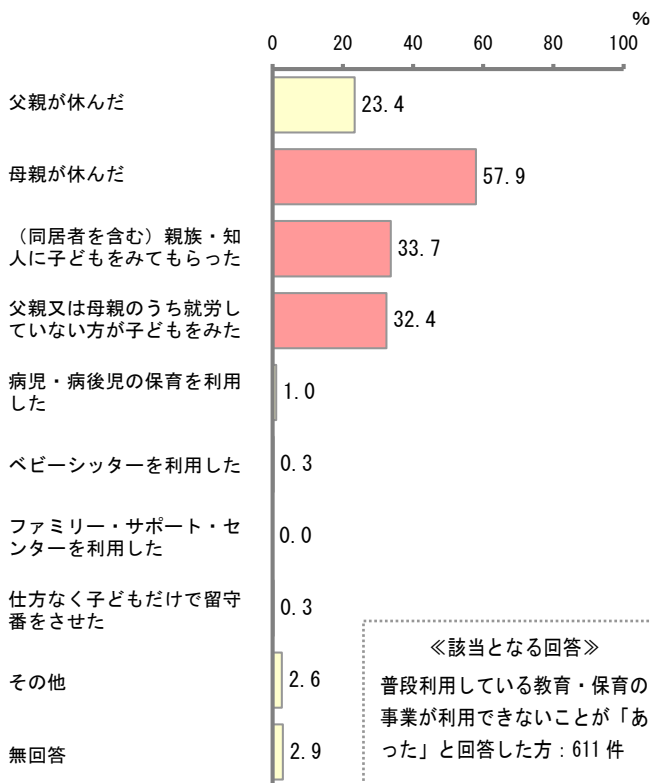
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて ●●●●●●●●●●●●●●

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【通常の事業が利用できなかったことの有無
(就学前児童調査)】



【主な対処方法 (就学前児童調査)】

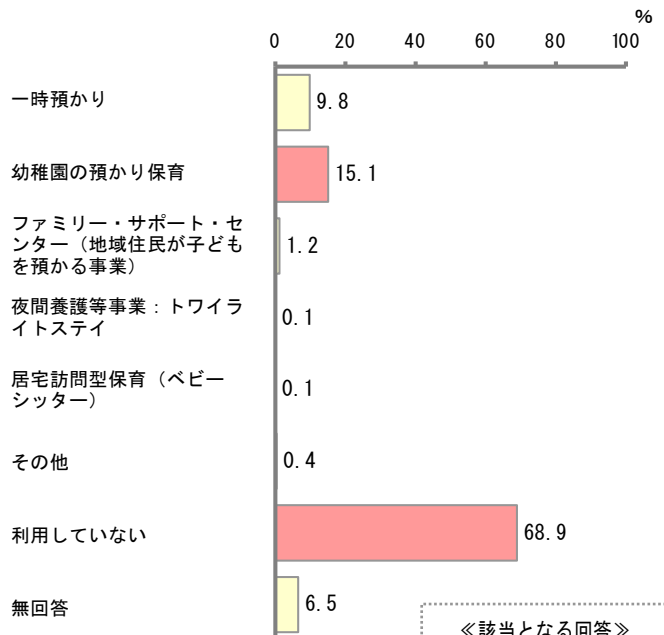


- 1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が72.6%となっています。
- 対処方法として、「母親が休んだ」が57.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が33.7%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が32.4%となっています。

② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が68.9%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が15.1%となっています。

【 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用（就学前児童調査） 】



《該当となる回答》
 全有効回答数：1,378件
 （不定期に利用する事業がある方は複数回答可）

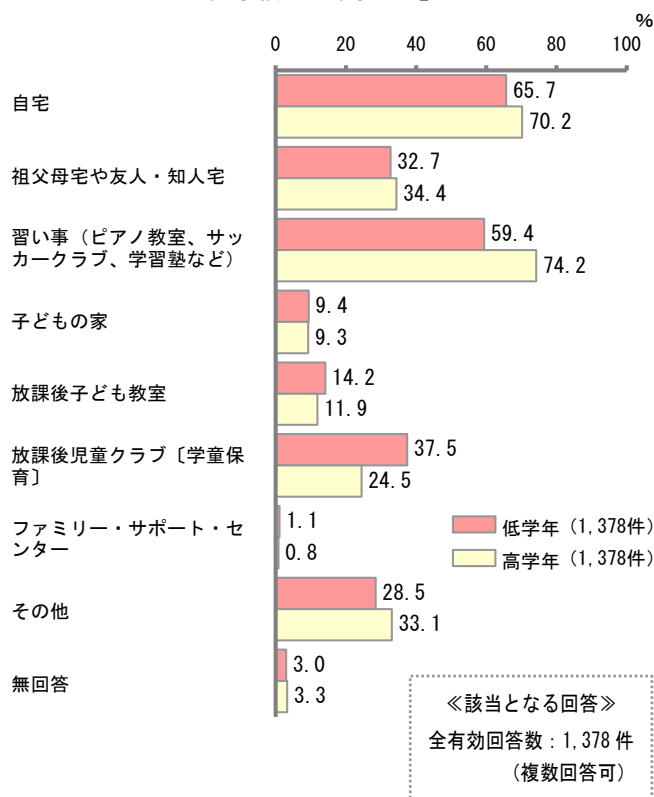


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について ●●●●●●●●●●

① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年（1～3年生）では、「自宅」が65.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が59.4%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が37.5%となっています。
- 高学年（4～6年生）では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が74.2%と最も高く、次いで「自宅」が70.2%となっています。

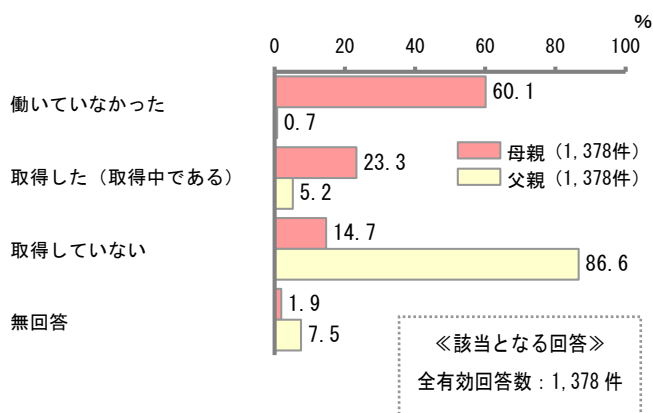
【 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望
（就学前児童調査） 】



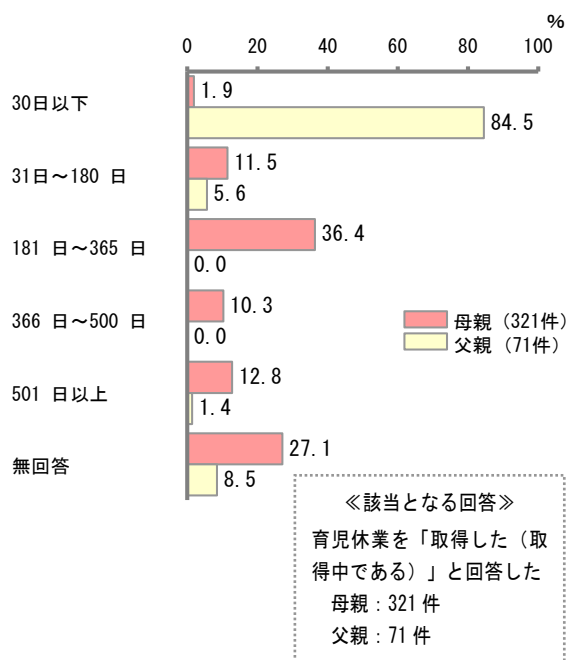
(6) 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について ●●●●

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

【 育児休業の取得状況（就学前児童調査） 】



【 育児休業の取得日数（就学前児童調査） 】



- 育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が母親で23.3%、父親で5.2%となっています。
- 育児休業の取得日数については、母親で「181日～365日」が36.4%、父親で「30日以下」が84.5%となっています。

② 取得していない理由

【 育児休業を取得していない理由（就学前児童調査）】

単位：％

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に) 仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格等が遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	203	12.3	6.4	3.9	6.4	0.0	3.9	4.4	0.0	4.9	44.8	15.3	6.4	1.5	5.9	17.7	14.8
父親	1,193	25.6	33.1	0.3	7.0	5.1	24.8	1.2	15.4	33.5	0.5	10.1	0.4	2.1	0.1	5.4	14.2

《該当となる回答》
 育児休業を「取得していない」と回答した
 母親：203件、父親：1,193件
 (複数回答可)

- 育児休業を取得していない方の理由については、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」が44.8%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が15.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が12.3%となっています。
- 父親では、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が33.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が33.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が25.6%となっています。

5 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成 25 年度に実施した平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況に基づき、その取組みを目標別に進捗状況を整理し、評価しました。

※次世代育成支援行動計画（後期計画）進捗度の基準

- ⑤：計画どおり実施（目標達成率 100%）
- ④：おおむね計画どおり実施（目標達成率 80～100%未満）
- ③：計画を下回って実施（目標達成率 50～80%未満）
- ②：計画の進捗が遅れている（目標達成率 1～50%未満）
- ①：計画に掲げた事業が未着手

基本目標 1 「ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち」の評価

児童虐待に対し、地域全体で早期に発見し、未然に防ぐとともに、全ての子どもが等しく持っている人権が守られる地域社会づくりに努めてきました。また、子どもの豊かな人間性の醸成と次代の親の育成に努めるため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう学習機会等の充実を図ってきました。

目標全体では 21 事業のうち、平成 25 年度の進捗度⑤は 19 事業、達成率は 90%（19 事業/21 事業）であり、高い進捗状況となっています。また、進捗度④は 10%（2 事業/21 事業）となっています。

主な取組みとして、「人権擁護意識の普及・啓発事業」として、パンフレット、広報ひらつか等を通して、権利主体としての子どもについて市民の理解促進に努めてきました。また、幼稚園や保育所の園児と小学生や地域の児童との交流活動や、高齢者施設への訪問等を行い、世代間のふれあい活動を実施し、子どもが交流や体験を通して健やかに育つための環境を整備してきました。さらに、地域の子育てサークルや子育て支援地域活動等に保育士や保健師等を派遣し、育児に関する相談・支援を行ってきました。

基本目標2「すこやかに！育って」の評価

母親の出産前後の心身両面のケアとともに、子どもの発育・発達の状況、成長過程に応じた健康の確保を促進してきました。また、障がいのある子どもが必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるよう支援を行ってきました。

目標全体では23事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は21事業となっており、進捗度④は1事業、進捗度①は1事業となっています。

主な取組みとして、子ども一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう「食に関する指導」を、学校給食を通じて実施してきました。また、障がい児や発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう医療・保健・教育・地域・福祉等との連携を図ってきました。

基本目標3「たのしく！子育てを」の評価

子育て家庭の様々なニーズに応じられるように、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供してきました。また、子育てと仕事等が両立できるよう父親の働き方等に対する職場の意識改革や、子育て家庭への支援制度の普及に努めてきました。

目標全体では35事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は29事業となっており、進捗度④は5事業、進捗度①は1事業となっています。

主な取組みとして、幼稚園や保育所の有する専門的機能や地域の人材、民間活力等の保育資源を有効に活用し、子育て家庭が柔軟に利用できるような保育サービスの充実を図ってきました。また、男女がともに担う子育てを促進するために「男女共同参画意識改革事業」を実施し、性別による固定的な役割分担意識の是正や女性の人権に関する情報提供、社会的機運の醸成や働く場における子育て支援の充実を図ってきました。さらに、職場環境の改善のために「労働セミナー事業」を実施し、労働問題の自主的解決能力の向上を図るとともに、生活安定向上を目指しました。

基本目標4「のびのび！学んで」の評価

子ども一人一人の個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるように教育内容の充実と学習環境の向上を図ってきました。

目標全体では13事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は10事業となっており、進捗度④は3事業となっています。

主な取組みとして、幼・保・小・中の指導の一貫性を図るため、連携学習研究会や連携教育講演会を開催しました。また、子どもたちが様々な悩みごとを気軽に相談できるように「教育相談体制の充実事業」や「スクールカウンセラー派遣事業」を実施してきました。

基本目標5「ほっと！安心のまちを」の評価

子どもたちが安全にまちで過ごせるように交通安全や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけることができる子育て家庭に配慮したまちのバリアフリー化に努めてきました。

目標全体では15事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は15事業となっています。

主な取組みとして、子どもやその保護者が安心してまちを歩けるように、「交通安全啓発推進事業」や「コミュニティ道路整備事業」等を実施し、交通安全教育の推進や交通安全施設の整備を行ってきました。また、子育てしやすいまちの環境をつくるため、「交通バリアフリー促進事業」や「ノンステップバス推進事業」を実施し、利用者の立場を考えた道路、公共施設等のバリアフリー化を進めてきました。

(3) 教育内容と学習環境の充実

現状と課題

子どもが、他の子どもたちと一緒に遊び、学ぶことは豊かな人間性を育む上でとても重要なことです。

幼児期からの教育を一層充実していく等、幼稚園、保育所から小・中学校まで一貫した教育を行うとともに、子どもの年代に応じた教育を行っていくことが必要です。

子どもたちが抱える悩みは多様化、複雑化しています。子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないように、悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制の整備を図っていくことが必要です。

(4) 親子が安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

親子が安心して暮らしていくためには、道路や交通の安全確保や子どもを安全にあそばせる場の整備、防犯、まちのバリアフリー化等様々な環境整備が必要となります。

今後も、子育てに優しく、心豊かに生活できる安全・安心な環境づくりを行っていくことが必要です。

(5) 子どもの健やかな成長と親子の健康づくり

現状と課題

近年、育児中の家庭の孤立化が指摘され、親が育児に不安や困難さを感じつつ、それらを解消しないまま抱え込む危うさがあると言われています。子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持ち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、情報提供の充実を図っていくことが求められています。また、子どもたちが健やかに育つために、それぞれの成長段階に応じた健康づくりに取り組む必要があります。

1 基本理念

本計画は、平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承するとともに、平塚市子ども・子育て会議の意見、子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、平塚市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。



いきいき子育て のびのび子育て
ちいきで育む
いのちきらめく 我がまち ひらつか

命を大切にする心。それが、子どもが豊かな人間性を持った大人に育っていくこと、親が子どもを慈しみ、子どもの成長、子育てに喜びを感じながら子どもを育てていくことの原点です。それは、未来の親たちにも受け継がれていきます。

「いのちを大切にする心」は、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、地域の大人たちが周りの子どもたちを温かく見守り、大切にする心へと広がっていきます。また、小さな命や自然を大切にする心とも相まって、命を大切にするまちがつくられていきます。

本市では、「いのちを大切にする心」をキーワードに、平塚に住む全ての子どもたち、全ての子育て家庭の幸せを願い、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有することを認識し、市民、関係機関・団体、企業と連携しながら、家庭や地域において子育ての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるように上に掲げた基本理念に基づき計画を進めていきます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点に基づき、5つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標 1 ありがとう！自分のいのち みんなのいのち

児童虐待の発生予防及び早期発見への体制を充実するとともに、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く市民に周知啓発し、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができる地域社会づくりを図ります。

児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりする中で、命の大切さを肌で実感するとともに、豊かな人間性の醸成を図ります。それとともに、そのように育った子どもたちが大人になったときにも、自分の子どもを安心して産み育てられるように次代の親の育成に努めます。

そのため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう、学習機会等の充実を図ります。

基本目標 2 たのしく！子育てを

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、子育て家庭の様々なニーズに応じられるよう関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制等、地域全体で子育てへの支援を図ります。また、子育てと仕事等が両立できるよう保育所等における保育内容の一層の充実を図るとともに、父親の働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への支援制度の普及を促進します。

基本目標3 のびのび！学んで

子どもたち一人一人の個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育と、子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。また、子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないように気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制を整備していきます。

基本目標4 ほっと！安心のまちを

子育てに優しく、心豊かに生活できるような安全・安心なまちづくりのために、交通安全や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけることができる子育て家庭に配慮したまちのバリアフリー化に努めます。

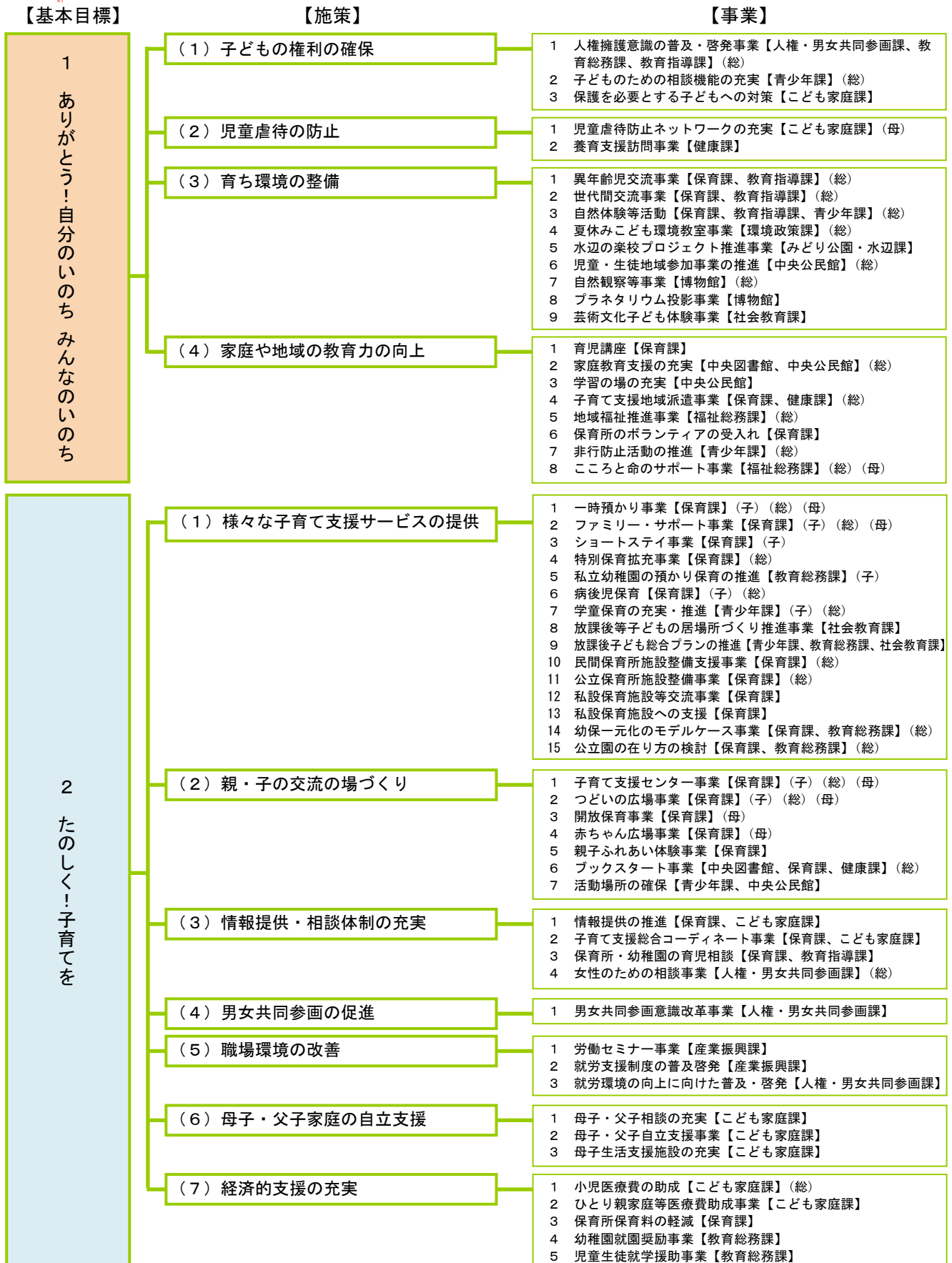
基本目標5 すこやかに！育って（平塚市母子保健計画）

国の「健やか親子21（第2次）」で10年後に目指す姿として掲げられた「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、「平塚市母子保健計画」として位置づけ、施策を展開していきます。

妊娠・出産・子育て・保育等の、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、子どもの発育・発達への支援に取り組めます。また、障がいのある子どもが必要とするニーズへの対応を図り、育児に不安を感じている親への支援を始めとして、身近な地域で安心して生活できるように支援します。

4 施策の体系

(子) : 「子ども・子育て支援事業計画」で定められている事業
 (総) : 「平塚市総合計画」で位置づけられている事業
 (母) : 「平塚市母子保健計画」に関連する事業



【基本目標】

【施策】

【事業】

3
のびのび！学んで

(1) 学校（園）教育の充実

- 1 幼児教育指導法の工夫・改善【教育指導課】
- 2 幼・保・小・中連携の推進事業【教育指導課、教育研究所】（総）
- 3 幼児教育の支援【教育指導課】
- 4 生きる力を育む学校づくり推進事業【教育指導課、学校給食課】（総）
- 5 外国人英語指導者の学校訪問事業【教育指導課】（総）
- 6 人権教育の推進【教育指導課】
- 7 日本語指導協力者派遣事業【教育指導課】（総）
- 8 サポートチームシステム推進事業【教育指導課】
- 9 中学校部活動指導者派遣事業【教育指導課】
- 10 学校支援ボランティアの活用【教育指導課】
- 11 教材・教具等の充実【教育総務課】（総）

(2) 相談活動の推進

- 1 教育相談体制の充実事業【子ども教育相談センター】（総）
- 2 スクールカウンセラー派遣事業【子ども教育相談センター】（総）（母）

4
ほっと！安心のまちを

(1) 道路交通安全の向上

- 1 交通安全啓発推進事業【交通政策課】（総）
- 2 歩道設置事業【道路整備課】（総）
- 3 通学路合同点検事業【教育総務課】

(2) 防犯の強化

- 1 地域安全運動の推進【危機管理課】（総）
- 2 地域安全施設整備事業【危機管理課】
- 3 学校（園）の安全対策事業【教育総務課】
- 4 通学路安全対策事業【教育総務課】（総）
- 5 子どもの安全対策の推進【社会教育課】（総）

(3) あそびの場づくり

- 1 安全対策の推進【みどり公園・水辺課、青少年課】
- 2 公園整備事業【みどり公園・水辺課】（総）

(4) まちのバリアフリー化

- 1 歩道のバリアフリー化事業【道路整備課】
- 2 ノンステップバス推進事業【交通政策課】（総）

(5) 有害環境の改善

- 1 環境実態調査【青少年課】
- 2 違反屋外広告物除去事業【まちづくり政策課】

5
すこやかに！育って（平塚市母子保健計画）

※他の基本目標の事業で母子保健計画にも該当するものは（再掲）と記載しています。

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 基盤課題A

- ① 妊産婦の身体づくり
 - 1 妊婦健康診査【健康課】
 - 2 妊産婦の相談の充実【健康課】
 - 3 妊産婦への教育の充実【健康課】
- ② 乳幼児の身体づくり
 - 1 乳幼児健康診査【健康課】
 - 2 乳幼児期の相談の充実【健康課】
 - 3 訪問事業【健康課】
 - 4 学習の場の提供【健康課】
 - 5 感染症対策の推進【健康課】
 - 6 5歳児健康診査【こども家庭課】
 - 7 保育所における食育の推進【保育課】

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 基盤課題B

- ① 学童期の身体づくり
 - 1 教育の充実【教育総務課】
 - 2 教育の充実【教育指導課】
 - 3 学校保健の充実【教育総務課】
 - 4 スクールカウンセラー派遣事業【子ども教育相談センター】（総）（再掲）
- ② 思春期の身体づくり
 - 1 思春期の教育の充実【健康課】
 - 2 こころと命のサポート事業【福祉総務課】（再掲）

(3) 子どもが健やかに育つための地域づくり 基盤課題C

- 1 一時預かり事業【保育課】（子）（総）（再掲）
- 2 ファミリー・サポート事業【保育課】（子）（総）（再掲）
- 3 子育て支援センター事業【保育課】（子）（総）（再掲）
- 4 つどいの広場事業【保育課】（子）（総）（再掲）
- 5 開放保育事業【保育課】（再掲）
- 6 赤ちゃん広場事業【保育課】（再掲）

(4) 育てにくさを感じる親への支援 重点課題①

- ① 親への支援
 - 1 育てにくさを感じる親に寄り添う支援【健康課】
 - 2 CSP(コモンセンスペアレンティング)【こども家庭課】
 - 3 ペアレントトレーニング【こども家庭課】
- ② こどもへの支援
 - 1 こども発達支援室の療育相談【こども家庭課】
- ③ 障がい児への支援
 - 1 地域療育システム事業【こども家庭課】
 - 2 福祉サービス費の支給【こども家庭課】
 - 3 障がい児保育【保育課】
 - 4 統合保育【保育課】
 - 5 体験・交流保育事業【保育課、教育指導課、教育総務課、こども家庭課】
 - 6 支援教育等の推進・充実事業【子ども教育相談センター】

(5) 児童虐待の防止対策 重点課題②

- ① 早期発見・早期対応
 - 1 ハイリスク者への支援の充実【健康課】
- ② 関係機関との連携
 - 1 児童虐待防止ネットワークの充実【こども家庭課】（再掲）

5つの基本目標の実現に向けて、23の施策の方向に基づき、今後の平塚市の基本施策（市の取組み）を定め、計画を推進していくものとします。



<p>基本目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての様々な課題の解決に向けて、5つの基本目標を設定しています。
<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標を実現するための23の施策の方向を設定しています。 ・アンケート調査等からの現状を踏まえ、平塚市の方向性を示しています。
<p>基本施策（市の取組み）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施策・事業別に担当課と事業の概要、今後の取組みを示しています。 ・各基本施策の表において（子）となっているものは「子ども・子育て支援事業計画」で定められている事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。 ・各基本施策の表において（総）となっているものは「平塚市総合計画」で位置づけられている事業を示し、（母）となっているものは「平塚市母子保健計画」に関連する事業を示しています。

基本目標 1 ありがとう！自分のいのち みんなのいのち

施策 1 子どもの権利の確保

施策の方向

子どもを一人の人間として尊重し、生まれながらにして持っている人権を守るため、子どもの人権についての啓発を行い、併せて児童虐待が起こらない意識づくりを図ります。また、子どもの悩みごとへの相談を充実させるとともに、保護を必要とする子どもへの適切な対応を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 1	(総) 人権擁護意識の普及・啓発事業	「児童の権利に関する条約」や人権について、パンフレット、広報ひらつか等を通して、権利主体としての子どもについて市民の理解促進に努めます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組み	教育総務課
		子どもの権利の尊重について、より市民の理解促進や意識啓発を行うことができるように周知方法等を工夫し、取組みを推進します。	教育指導課
1(1) 2	(総) 子どものための相談機能の充実	子ども自身や保護者が相談できる電話・来室相談や学校における相談の機会等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組み	
		子ども自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	
1(1) 3	保護を必要とする子どもへの対策	<ul style="list-style-type: none"> こども総合相談担当と県児童相談所との連携を密にし、保護を必要とする子どもへの早期対応を図ります。 里親制度の啓発・普及に努めます。 	こども家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	

施策2 児童虐待の防止

施策の方向

児童虐待を防止し、また、発見した場合に迅速で適切な措置が講じられるように関係機関等の連携を密にし、ネットワークの強化を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 1	(母) 児童虐待防止ネットワークの充実	児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしていますが、必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		平塚市児童虐待防止等ネットワークの構成機関と連携し、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、定期的の実務者会議を開催するとともに、個別ケース検討会議を随時開催します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 2	養育支援訪問事業	保護者の疾病等の理由により、児童を養育することに支障が生じた家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるように訪問による支援を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り、実施します。	

施策3 育ち環境の整備

施策の方向

子どもが様々な交流や体験を通して健やかに育つための環境を整備するとともに、家庭教育と学校教育、社会教育が連携し、生涯にわたって学び続けることのできる体制を充実させます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 1	(総) 異年齢児交流事業	園の行事や地域の行事等を通して、幼稚園や保育所の園児と地域の児童や小学生との交流を図り、幼児及び児童の社会性を養います。〔対象：就学前児童及び小学生〕	保育課 教育指導課
		今後の取組み	
		園の行事や地域の行事を通して、地域の児童や小学生と交流します。また、乳幼児が小学校を訪問したり、園に小学生を招待して一緒に活動する等の交流を図ります。	
1(3) 2	(総) 世代間交流事業	高齢者施設の訪問や地域の高齢者を幼稚園や保育所へ招待し、園児や地域の子どもとともに世代間のふれあい活動を行います。〔対象：就学前児童及び高齢者〕	保育課 教育指導課
		今後の取組み	
		定期的な高齢者施設の訪問や、保育所・幼稚園に園児の祖父母や地域の高齢者を招待し、世代間のふれあい活動を実施します。	
1(3) 3	(総) 自然体験等活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、幼稚園の園児や地域の子どもの「生きる力」を培い、また社会性の育成を図るため、自然体験や社会体験活動を行います。〔対象：就学前児童〕 ・ 自然とふれあう体験活動の機会の充実を図ります。〔対象：小学生等〕 	保育課 教育指導課 青少年課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自然を活用した自然体験活動や園外保育等において、園では味わえない自然体験や社会体験活動を実施します。 ・ 概ね月1回程度、自然のものを生かしたクラフトや野外炊事、作物の植付収穫等の体験を実施します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 4	(総) 夏休みこども環 境教室事業	環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じた自発的、積極的に行動できる人材の育成を目指すため、里山で自然にふれる体験をしたり、普段見ることのない沖合を、遊漁船に乗って観察する等します。	環境政策課
		今後の取組み	
		昆虫探しや小川遊び、自然を生かした遊具体験等を通じて里山の自然とふれあう体験学習と、ビーチコーミング（浜辺の漂着物観察）やビーチクリーン、漁船からの相模湾の観察を行い、海辺の環境を考える体験学習を夏休み期間中にそれぞれ1回ずつ実施することで、次世代を担う子どもたちの環境への関心を高めるように促します。	
1(3) 5	水辺の楽校プロ ジェクト推進事 業	子どもたちが、積極的に自然にふれあいながら「あそび」「学び」「冒険心」「創造性」を育み、自然と接する「作法」や「感性」を養う場として活用します。	みどり公 園・水辺課
		今後の取組み	
		市民や子どもたちのあそびや自然体験の場として積極的に活用できるようにするために水辺の楽校の維持管理を行うとともに、活動団体が、イベント等を実施する際に、広報活動等の支援を行います。	
1(3) 6	(総) 児童・生徒地域 参加事業の推進	地域における異年齢児との交流活動、野外、体育レクリエーション活動、文化活動等の事業を推進します。	中央公民館
		今後の取組み	
		地域団体と協力し、児童・生徒が様々な体験をできる場を提供します。	
1(3) 7	(総) 自然観察等事業	児童・生徒が身近な自然に親しみ理解する機会となるように、生物分野では「水辺の楽校生きもの調べの会」、地質分野では「自然観察入門講座」、天文分野では「星を見る会」をそれぞれ実施します。	博物館
		今後の取組み	
		アンケート等を活用して保護者や参加者の意見を取入れ、子どもの興味関心を惹きつけられるような事業展開を行います。	
1(3) 8	プラネタリウム 投影事業	児童・生徒が宇宙や天文への関心と理解を深める機会となるように、投影を実施します。投影においては一般投影の他、幼稚園及び小・中学校向けの投影プログラムを準備し団体見学を受入れます。	博物館
		今後の取組み	
		幼稚園及び小・中学校向け投影については各教員の意見を取入れ、一般向け投影についてはアンケート結果を参考にしながら、プログラムを作成し、投影を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 9	芸術文化子ども体験事業	子どもたちが、長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた貴重な財産である芸術文化を体験することで、歴史、伝統、芸術文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育む機会を提供します。	社会教育課
		今後の取組み	
		小・中学校、平塚市文化連盟、地域教育力ネットワーク協議会及び公民館等と連携し、体験事業の実施を充実します。	

施策4 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

親が子育てに不安や悩みを持つ中で、子育てに喜びを見出し、子育てを通して親も成長できるように家庭教育への支援を行います。また、地域に住む大人が子どもと積極的に関わる等、地域の人材を活用して地域全体の子育て力の向上を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 1	育児講座	子育て家庭の不安感、負担感が軽減できるように乳幼児の健全な心身の発達、親・家庭の果たす役割及び親と子の関係等について学び、親の育児力の向上を図るため、育児講座を開催します。	保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 親の育児不安の解消や育児力の向上を目的とした各種講座を開催したり、保護者との懇談会を実施します。 民生委員児童委員等の意見を伺い、地域のニーズに合う講座を開催します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 2	(総)家庭教育支援の充実	中央公民館で家庭教育講演会、各地区公民館で家庭教育学級を開催します。	中央図書館 中央公民館
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書活動を啓発するため、イベント等を開催します。 受講者アンケート等を基に、子育て世代の学習ニーズを捉えた講座を実施します。 平塚市子ども読書活動推進計画（第三次）を策定中であり、新たな事業展開を予定しています。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 3	学習の場の充実	男女がともに子育てに取組むことができるように、男性のための事業等を推進するとともに、仕事を持つ親等も参加しやすい日時の開催に努めます。	中央公民館
		今後の取組み	
		公民館事業を通して家族のふれあいが生まれるように親子を対象とした事業を今後も実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(4) 4	(総) 子育て支援地域 派遣事業	地域の子育てサークルや子育て支援活動等に保育士や保健師等を派遣し、育児に関する相談・支援を行います。	保育課
		今後の取組み	
		地域の子育てサークルや子育て支援活動に保育士や保健師等を派遣し、育児情報の提供や育児相談、あそびの紹介等を実施します。	健康課
1(4) 5	(総) 地域福祉推進事業	地域福祉を推進するため、市民と行政との協働により、地域の子どもから高齢者までがお互いに助け合い、支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設及び既設福祉村等の環境整備を支援します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		既設福祉村について活動の支援を行う他、福祉村未設置地区に出向き、本事業の説明やワークショップを実施していく中で、町内福祉村の普及啓発活動を行います。	
1(4) 6	保育所のボランティアの受入れ	園児とのふれあいを通して、保育の基礎的な知識や技術を習得してもらい、地域への社会奉仕活動への参加を図るため、小・中学生、高校生の保育実習及び地域の保育ボランティアの受入れを行います。	保育課
		今後の取組み	
		小・中学生、高校生の社会（職業）体験学習や保育実習の場を提供したり、地域のボランティアや絵本の読み聞かせボランティア等の受入れをします。	
1(4) 7	(総) 非行防止活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> 心豊かで、規範意識・遵法精神・社会性が向上した青少年を一人でも多く育成するため、社会を明るくする運動を通して、講演会や街頭啓発キャンペーン等を行います。 愛護指導活動、相談活動を行います。 青少年指導員による環境浄化活動を行います。 	青少年課
		今後の取組み	
		青少年の非行を防止するため、学校及び地域と協力し、パトロールを実施します。	
1(4) 8	(総)(母) こころと命のサ ポート事業	地域において実施しているおはなし会や読み聞かせ、読み語り等の中で、「命の大切さ、尊さ」をテーマに取り上げてもらうことで、命の大切さ、尊さを普及・啓発し、自殺対策を推進します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		地域で活動している団体等に、本事業についての理解を深めてもらい、おはなし会、読み聞かせ、読み語りの中で「いのちの尊さをつたえる本」等のリストを活用してもらうように働きかけを行い、命の大切さ、尊さの普及啓発を推進します。	

基本目標 2 たのしく！子育てを

施策 1 様々な子育て支援サービスの提供

施策の方向

地域に開かれた社会資源である幼稚園や保育所の有する専門的機能や地域の人材、民間活力等の保育資源を有効に活用し、子育て中の親等が柔軟に利用できるような保育サービスの充実を図ります。また、放課後に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるように放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図るとともに、平成26年7月31日に厚生労働省と文部科学省が協働して策定した「放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的あるいは連携した取組みを進めていきます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 1	(子)(総)(母) 一時預かり事業	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組み	
		施設型給付の幼稚園や民間保育所でも一時預かりを実施します。	
2(1) 2	(子)(総)(母) ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行います。 〔依頼会員：0歳からおおむね9歳までの児童の保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		支援会員に対する講習時間を段階的に増やし、支援サービスの向上を図ります。	
2(1) 3	(子) ショートステイ事業	保護者の病気等により家庭において養育を受けることができない児童について、児童養護施設等での必要な保護を行います。 〔対象：就学前児童及び小学生〕	保育課
		今後の取組み	
		今後のニーズや地域の実情を踏まえて、事業の実施について研究、検討します。	
2(1) 4	(総) 特別保育拡充事業	保育所において、延長保育、障がい児保育、休日保育を行います。 〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組み	
		引続き、延長保育、障がい児保育、休日保育を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 5	(子) 私立幼稚園の預 かり保育の推進	県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。 〔対象：3歳児から就学前児童〕	教育総務課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
2(1) 6	(子)(総) 病後児保育	子どもが病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により自宅で看病ができない場合に対応するため、病後児保育を行います。	保育課
		今後の取組み	
		利用者の声や地域のニーズを把握し、利用しやすくなるように工夫しながら事業を実施します。	
2(1) 7	(子)(総) 学童保育の充 実・推進	学童保育の充実を図るため、学童保育指導員を対象とした市主催の研修を推進します。また、近年、県等主催の研修が充実してきたため、より多くの研修機会が持てるように、情報提供し、参加を促進します。〔対象：小学生〕	青少年課
		今後の取組み	
		県や、外部機関等の研修について情報提供するとともに、市主催の研修については、外部機関の研修内容を踏まえ、実践的な研修を実施します。	
2(1) 8	放課後等子ど もの居場所づ くり推進事業	放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動などを継続的に体験できる取組みを推進します。	社会教育課
		今後の取組み	
		放課後や土曜日等に、子どもたちが文化・スポーツ、自然体験など様々な活動をする機会を増やします。	
2(1) 9	放課後子ども総 合プランの推進	厚生労働省と文部科学省が策定した「放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、全ての子どもたちが放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的あるいは連携した取組みを推進します。	青少年課 教育総務課 社会教育課
		今後の取組み	
		放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的あるいは連携した取組みを、地域の団体や学校等と連携して検討していきます。 【検討事項】 ・放課後子ども教室について、その実施主体の検討を行うとともに、設置が必要と判断される場合には、平成31年度までの間を目途にその整備計画について検討します。 ・放課後子ども教室を設置する場合には、放課後児童健全育成事業と一体的又は連携して実施するように検討します。 ・小学校の余裕教室等の利用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室への活用の可能性について検討していきます。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 10	(総) 民間保育所施設 整備支援事業	保育所待機児童の解消や保育サービスの充実を図るため、社会福祉法人立保育所の施設整備に対して助成を行います。	保育課
		今後の取組み	
		入所児童の安全性や生活環境の改善を図るために民間保育所を対象に引続き助成します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 11	(総) 公立保育所施設 整備事業	安心・安全・快適な保育環境の向上や地域への子育て支援の充実を図るため、老朽化した公立保育所の施設整備を行います。	保育課
		今後の取組み	
		公立保育所において修繕を実施します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 12	私設保育施設等 交流事業	私設保育施設の保育士や児童を公立保育所に招き、また、保育士が私設保育施設に訪問して、保育に関する支援や児童の交流を図ります。	保育課
		今後の取組み	
		市内私設保育施設のニーズを踏まえ、事業を実施します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 13	私設保育施設へ の支援	児童の健康診断、職員の保菌検査、施設賠償責任保険の諸経費に対して助成を行います。	保育課
		今後の取組み	
		新たな子ども・子育て支援制度の状況を見極めながら、補助の内容を見直します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 14	(総) 幼保一元化のモ デルケース事業	港幼稚園と須賀保育園を統合する「幼保連携型認定こども園」として(仮称)港地区認定こども園を開設します。	保育課 教育総務課
		今後の取組み	
		平成27年度中の整備着工、28年度の整備完了、29年度の供用開始を目指します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 15	(総) 公立園の在り方 の検討	公立幼稚園5園、公立保育所10園については、その在り方について庁内検討会で検討し、協議してきましたが、平成24年度にまとめた「平塚市幼保一元化に関する検討会中間報告」を基に協議を進めています。	保育課 教育総務課
		今後の取組み	
		新たな子ども・子育て支援制度の状況を見極めながら、公立園の在り方を検討します。	

施策2 親・子の交流の場づくり

施策の方向

身近な地域で気軽に交流できる環境の整備や、子育てサークル等の活動場所の確保、子育てサークルの輪の広がりを促進し、子育て家庭が子育てを楽しく行えるように支援するとともに、地域全体のつながり、子育て力の向上を目指します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 1	(子)(総)(母) 子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークルや子育て支援活動への支援を行います。〔対象：就学前児童及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		安心して子育てができるように引続き子育て支援センター事業を推進します。	
2(2) 2	(子)(総)(母) つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。〔対象：おおむね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月から新たなつどいの広場1か所を開設できるように準備を進めます。 安心して子育てができるように引続きつどいの広場事業を推進します。 	
2(2) 3	(母) 開放保育事業	地域の未就園児とその保護者に保育所の園庭や施設を開放し、園児との交流や保護者同士の交流を図り、保育士による育児相談や情報提供を行います。〔対象：就学前児童及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		保育所29園で概ね週1回程度、保育所を開放し、育児情報の提供や育児相談等を実施します。	
2(2) 4	(母) 赤ちゃん広場事業	保育所が、1歳未満の乳児を育てる親を対象に、育児不安等についての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。〔対象：1歳未満の乳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		公立保育所5園で、育児不安等についての相談を受けたり、子育てに係る情報の提供を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 5	親子ふれあい体験事業	子育て中の親子が楽しく遊び、共通の体験活動を通して親子のふれあいが実感できる場を提供します。[対象:就学前児童]	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 子育て中の親子が参加できるミニミニ運動会を市内公民館等で実施します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 6	(総) ブックスタート事業	0歳から、全ての乳児とその保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごすとともに、豊かな子どもの心を育て、親子の絆を養ってもらえるように子育てを支援します。	中央図書館 保育課 健康課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフが丁寧にブックスタート事業の趣旨を伝えることで参加者の高い満足度を維持するとともに、参加しにくい方への広報と参加機会の拡充に努め、参加率向上を図ります。 ・ 公立保育所において、地域のボランティアによる読み聞かせを実施します。 	
No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 7	活動場所の確保	子育てサークル等の活動場所として、子どもの家や青少年会館等を活用します。	青少年課 中央公民館
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年団体、青少年育成団体が活動場所の確保が容易になるように上記団体への優先的な施設予約を継続します。 ・ 仲間づくりの場、地域交流の場として公民館が活用されるよう努めます。 	

施策3 情報提供・相談体制の充実

施策の方向

子育てに関する多様な情報を子育て家庭に適切に提供し、関係する各機関相互が情報交換を活発に行って連携を図り、個々のケースに応じた、きめ細かな相談体制を充実させます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 1	情報提供の推進	子育て家庭に向け、情報誌・インターネット等により子育てに関する情報を分かりやすく発信します。	保育課
		今後の取組み	
		広報紙やインターネット等、様々な方法で子育てに関する情報をより広く、分かりやすく提供します。	こども家庭課
2(3) 2	子育て支援総合コーディネート事業	既存の社会資源を有効に活用するため、県児童相談所や関係機関等と連携し、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握して、ネットワーク化を図り、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの専門的な相談に対応します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
2(3) 3	幼稚園・保育所の育児相談	幼稚園や保育所を利用している保護者や地域の子育て家庭を対象に、電話や面接により、子育てについての不安や悩みの相談を行います。	保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 全保育所で実施し、相談の内容によっては関係機関と連携を図ります。 幼稚園の在園児の保護者や入園を希望する保護者に対し、電話や面接による子育てについての相談を行います。 	教育指導課
2(3) 4	(総) 女性のための相談事業	女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や配偶者等の暴力から女性とその子どもを守るため、女性のための相談窓口を設けます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組み	
		女性やその子どものための支援等について、相談体制や関係機関との連携を強化します。	

施策4 男女共同参画の促進

施策の方向

子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、働き方の見直しを進めます。同時に、家庭や社会生活における男女共同参画を進めることで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現する社会を目指します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 1	男女共同参画意識改革事業	男女がともに担う子育てを促進するには、働き方を見直すとともに、男女共同参画社会の実現が必要です。そのために、性別による固定的な役割分担意識の是正や女性の人権に関する情報提供、啓発事業を実施し、社会的機運の醸成や働く場における子育て支援への意識を醸成します。	人権・男女共同参画課
		今後の取組み	
		附属機関委員等の意見を踏まえながら、時代や社会のニーズに合った内容で事業を実施します。	

施策5 職場環境の改善

施策の方向

男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用促進に努め、母親も父親も子育てしやすい環境を整備します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 1	労働セミナー事業	労働諸問題に対する理解と教養を深めるため、勤労者、事業主、一般市民を対象に労働セミナーを開催し、労働問題の自主的解決能力の向上を図るとともに、生活安定向上を目指します。	産業振興課
		今後の取組み	
		県かながわ労働センター湘南支所との共催により、事業主及び勤労者等を対象とした労働講座を開催します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 2	就労支援制度の普及・啓発	勤労ひらつか(毎月1回、市内の労働組合や企業、市の施設に配付)で支援制度の普及啓発に努めるとともに、厚生労働省や都道府県労働局から送付されるリーフレット、冊子等を掲出し、閲覧に供し啓発に努めます。	産業振興課
		今後の取組み	
		ワーク・ライフ・バランス及び男女雇用機会均等に関する情報を広く発信します。また、国・県の関係機関等から送付されたリーフレットや冊子等を掲示・配架し、啓発を図ります。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 3	就労環境の向上に向けた普及・啓発	企業や市民に向けて、男女雇用機会均等法等を普及・啓発し、男女が共に能力を発揮できる職場づくりを進めます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組み	
		市民ニーズを取入れるため、アンケート等を踏まえて事業を実施します。また、関係課と連携しながら、企業への啓発を実施します。	

施策6 母子・父子家庭の自立支援

施策の方向

母子・父子家庭に対し、経済的、精神的な支援を行い、自立の手助けをしていきます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 1	母子・父子相談の充実	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 2	母子・父子自立支援事業	母子・父子家庭への支援対策として、自立支援給付金事業や日常生活支援事業を実施します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援給付金事業を実施します。 母子・父子家庭日常生活支援員を派遣します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 3	母子生活支援施設の充実	生活、就労の支援、指導を行い、自立の促進を図ります。	こども家庭課
		今後の取組み	
		入所者に対し、生活・就労の支援、指導を行い、自立の促進を図ります。	

施策7 経済的支援の充実

施策の方向

医療や幼稚園、保育所等に係る子育ての費用負担に配慮し、子育て家庭の経済的支援を推進します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
2(7) 1	(総) 小児医療費の助成	小児医療費の助成を行います。 (平成24年4月から) 通院対象年齢…0歳児から小学校6年生まで 入院対象年齢…0歳児から中学校卒業まで	こども 家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
2(7) 2	ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
2(7) 3	保育所保育料の 軽減	子どもの数や世帯の所得に応じた保育所保育料の軽減を維持します。	保育課
		今後の取組み	
		家庭の状況に応じた保育所保育料の軽減を継続します。	
2(7) 4	幼稚園就園奨励 事業	幼稚園等に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興に役立てるために市民税額に応じて幼稚園保育料等を軽減します。	教育総務課
		今後の取組み	
		子ども・子育て支援新制度による利用者負担額が適用されない幼稚園等に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減するために市民税額に応じて保育料等を軽減します。	
2(7) 5	児童生徒就学援 助事業	経済的な理由により就学が困難な小・中学校に就学する児童、生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	教育総務課
		今後の取組み	
		引続き、経済的な理由により就学が困難な小・中学校に就学する児童、生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	

基本目標 3 のびのび！学んで

施策 1 学校（園）教育の充実

施策の方向

子どもの生きる力を育み、幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育を行うために地域住民の参画を得ながら、子どもの年代に応じた教育、各地域の特色ある学校づくりを推進します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 1	幼児教育指導法の工夫・改善	より豊かな幼児教育を実現するために幼稚園の運営や指導法等を研究します。	教育指導課
		今後の取組み	
		幼稚園の運営及び指導法の研究のために園長会及び主任・担任研究会を実施し、幼児教育の充実を図ります。	
3(1) 2	(総) 幼・保・小・中 連携の推進事業	幼・保・小・中の指導の一貫性を図るために連携学習研究会や連携教育講演会を開催します。	教育指導課 教育研究所
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 幼・保・小・中の連携学習研究会等を通して指導の在り方や指導上の問題点について研究協議し、相互に理解を深め、連携や交流を推進します。 幼・保・小・中の連携を推進するために、夏季研究教室の講座として「幼保小中連携教育講演会」を開催します。 	
3(1) 3	幼児教育の支援	保護者の育児不安の解消と幼児の心身の健全な発達のために、幼稚園が幼児教育センター的機能として保護者の交流や教育相談等を実施します。	教育指導課
		今後の取組み	
		各幼稚園で、子育て支援の視点を持って、幼稚園教育についての研究会を実施します。また、各幼稚園が、地域の公民館と連携し、家庭教育学級を実施します。	
3(1) 4	(総) 生きる力を育む 学校づくり推進 事業	生きる力を育む教育を展開するために、ふれあい教育、総合的な学習の時間・芸術鑑賞教室・食に関する指導等により特色ある学校づくりを推進します。	教育指導課 学校給食課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの「生きる力」を育むために学校ごとに創意工夫をこらした特色ある教育活動を推進します。 全小・中学校において作成された食に関する指導の年間計画に基づいて、給食時間、教科、委員会活動等で食に関する指導を実施します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 5	(総) 外国人英語指導者の 学校訪問事業	幼児・児童・生徒の英語に対する興味・関心を高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うために外国人英語指導者が幼稚園、小・中学校を訪問します。	教育指導課
		今後の取組み	
		子どもたちの英語に対する興味・関心をさらに高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うために外国人英語指導者の増員を目指します。	
3(1) 6	人権教育の推進	人権教育を推進するため教職員の研修を充実します。	教育指導課
		今後の取組み	
		人権を尊重した学校教育を確立するために人権教育担当者を開催し、学校教育における人権教育の具体的な在り方を研究します。	
3(1) 7	(総) 日本語指導協力 者派遣事業	日本語の指導が必要な児童・生徒に対して、学校における日本語指導、母国語指導、生活適応指導等を支援するため要請に応じて、日本語指導協力者を小・中学校に派遣します。	教育指導課
		今後の取組み	
		学校の要請に応じて適宜日本語指導協力者を派遣します。また、国際教室等連絡協議会を開催し、日本語指導の内容や方法について情報交換等を行います。	
3(1) 8	サポートチームシ ステム推進事業	小・中学生の問題行動への対策を話し合い、地域や関係機関と連携し、具体的な指導・支援を行います。	教育指導課
		今後の取組み	
		市サポート連絡会を開催するとともに、中学校区サポート委員会を各中学校区で実施します。また、個別サポートチームを必要に応じて編成し、児童・生徒への効果的な指導、支援を行います。	
3(1) 9	中学校部活動指 導者派遣事業	中学校における部活動育成及び活性化のため、各学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	教育指導課
		今後の取組み	
		中学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	
3(1) 10	学校支援ボラン ティアの活用	学校の教育活動の充実と開かれた学校づくりのために学校支援ボランティア等地域の人々の教育力を活用します。	教育指導課
		今後の取組み	
		各学校の実情に合わせ、ボランティアの活用を図るための必要な支援を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 11	(総) 教材・教具等の充 実	学習環境の向上のため、教材・教具、学校図書等を整備します。	教育総務課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理科教材の充実のために各小・中学校に予算を配当する他、理科教育設備整備費補助金を活用し、理科教育設備基準に対する整備率を向上させます。 ・ 学校図書館図書の充実のために各小・中学校に予算を配当し、学校図書館図書標準に基づき蔵書数を増やします。 	



施策 2 相談活動の推進

施策の方向

子どもたちが様々な悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できるように各種の相談事業の連携と相談員の技能の向上を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 1	(総) 教育相談体制の 充実事業	児童・生徒の様々な問題を解決するために相談スタッフを充実するとともに、訪問相談事業、各種研修会・研究会を実施します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		研修会等の内容や講師の選定に努め、より良い支援ができるように事業の内容を充実させます。	
No	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 2	(総)(母) スクールカウンセラー派遣事業	児童・生徒の様々な問題を解決するために本人や保護者のカウンセリングと教職員を支援するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		スクールカウンセラーを年間15人派遣し、全小・中学校に配置していきます。その後は勤務日の増加を目指します。	

基本目標 4 ほっと！安心のまちを

施策 1 道路交通安全の向上

施策の方向

子どもやその保護者が安心してまちを歩けるように、交通安全教育の推進や交通安全施設の整備を推進します。また、やすらぎを感じることができるまちをつくるため、地域住民の参画を得ながら道路交通安全の向上を推進します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 1	(総) 交通安全啓発推進事業	幼稚園、保育所、学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止と交通安全の啓発を行います。	交通政策課
		今後の取組み	
		交通ルールやマナーの周知を継続的に実施し、交通事故防止と交通安全意識の向上を図ります。	
4(1) 2	(総) 歩道設置事業	歩行者の安全を確保するために主要幹線道路に歩道を新設します。	道路整備課
		今後の取組み	
		幹道10号(城所線)や入野5号線等に、歩道等を設置し歩行者の安全を確保します。	
4(1) 3	通学路合同点検事業	通学路の安全を確保するため、各学校からあげられた通学路の危険箇所を学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等で通学路の合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	教育総務課
		今後の取組み	
		合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	

施策 2 防犯の強化

施策の方向

地域の大人たちが積極的、継続的に子どもとふれあうことにより、地域住民同士の連帯感を高め、犯罪の起こらない明るいまちづくりを図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 1	(総) 地域安全運動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが犯罪に巻き込まれないように市民の防犯意識の高揚を図るため、関係団体が連携した地域安全運動や地域安全運動推進大会、研修会等を実施します。 地域の防犯活動を支援します。 	危機管理課
		今後の取組み	
		警察機関や防犯協会と連携し、事業を実施します。	
4(2) 2	地域安全施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが犯罪に巻き込まれないように防犯街路灯を設置します。 自治会等の団体が管理する防犯街路灯の設置や維持管理を支援します。 	危機管理課
		今後の取組み	
		自治会等の要望や意見を取入れながら、事業を実施します。	
4(2) 3	学校(園)の安全対策事業	子どもの登下校時の安心・安全を確保するために自転車や公用車による巡回パトロールを行います。	教育総務課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
4(2) 4	(総) 通学路安全対策事業	児童・生徒の安心・安全な通学を確保するために、地域との連携により、あいさつ運動の推進や通学路の環境を整備します。	教育総務課
		今後の取組み	
		学校との連携により、児童・生徒が安全で安心して通学できる環境づくりを進める地域団体に対し、通学路安全対策事業の経費を補助します。	
4(2) 5	(総) 子どもの安全対策の推進	市内の各中学校区の地域教育力ネットワーク協議会が行う「子どもサポート看板」の設置・管理を支援し、子どもの安全確保に努めます。	社会教育課
		今後の取組み	
		市内の公共施設、住宅、店舗等への「子どもサポート看板」の設置に協力いただける件数を増やします。	

施策3 あそびの場づくり

施策の方向

子どもがのびのびと育つことができるように、また、子育て中の親や地域住民等が交流し、憩うことができるように、地域の特性を生かしながら設備等の安全を確保した子どものあそび場を整備します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 1	安全対策の推進	公園等の点検・整備を行い、子どものあそび場の安全確保に努めます。	みどり公園・水辺課 青少年課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直営による公園施設の点検において、ベンチや一般的な遊具等の共通項目だけでなく、公園特性に応じた附帯的な施設についても、細やかな部分まで点検を行い、安全管理を徹底します。 ・ 安全にあそぶことができる広場にするために定期的な巡回点検を行い、修繕等を実施します。 	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 2	(総) 公園整備事業	公園等を計画的に整備するとともに、整備の際は子どもの発育段階に応じた遊具の設置、配置等を考慮し、あそび場の確保を図ります。	みどり公園・水辺課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>公園長寿命化計画を策定し、子どもの発育段階に対応した遊具を計画的に整備・補修します。</p>	

施策4 まちのバリアフリー化

施策の方向

子育てしやすいまちの環境をつくるためにユニバーサルデザインの考え方に基づき、地域の様々な立場の人たちの参画のもと、利用者の立場を考えた道路、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 1	歩道のバリアフリー化事業	歩行者の安全性向上と障がい者や高齢者等に優しいまちづくりを進めるために歩道の段差解消等の改良をします。	道路整備課
		今後の取組み	
		平塚市バリアフリー基本構想に位置づけられた生活関連経路である幹道34号（南町通東浅間線）等の歩道の段差解消等の改良をします。	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 2	(総) ノンステップバス推進事業	高齢者や障がい者を始めとした全ての市民のバスによる移動の利便性や安全性の向上を図るために、市内を運行するバス事業者に対してノンステップバスの導入を支援します。	交通政策課
		今後の取組み	
		ノンステップバス導入率の向上に向け、バス事業者と連携を図りながら、導入を支援します。	



施策5 有害環境の改善

施策の方向

地域住民、関係団体等の協力のもと、子どもの健全な発育に好ましくない環境の解消に努めます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
4(5) 1	環境実態調査	県が主催する青少年を取巻く環境実態調査に協力し現地調査をします。	青少年課
		今後の取組み	
		現状通りの調査を継続して行う予定となっています。	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(5) 2	違反屋外広告物 除去事業	道路における違反屋外広告物（風俗看板等）の掲示により、青少年の育成上に悪影響を与えることになるため、この問題を未然に防止することを目的とします。	まちづくり 政策課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回の除却キャンペーンの開催を継続して行います。 ・ 職員による巡回、地域のボランティアの協力等により除却活動を継続していきます。 	

基本目標5 すこやかに！育って（平塚市母子保健計画）

基本目標5「すこやかに！育って」については、国の「健やか親子21（第2次）」で10年後に目指す姿として掲げられた「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けた施策となっています。

そのため、基本目標5「すこやかに！育って」は「平塚市母子保健計画」として位置づけ、施策を展開していきます。

平塚市の母子保健計画は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現のため3つの基盤課題と2つの重点課題を柱として実施していきます。

施策1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 基盤課題A

施策の方向

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

現状と課題

本市のデータを見ると低出生体重児の出生割合は徐々に増加しており、国・県と比較しても高い値となっています。また、国民健康栄養調査や平成26年度に本市で実施した食育推進のための実態調査では体型に対する自己評価について、10代20代の女性で、現実の体重が普通でも「太っている」と評価する割合が多く、やせ願望が高いことが考えられます。

胎児が順調に成長し安産で出生するためには、母体の健康、妊娠前からの身体づくりは重要な課題となります。妊娠・出産・産褥期の女性は心身の大きな変化とともに、子どもを育てるというライフスタイルに移行する時期であり、心身に不安定さを抱えることがあります。そして、将来の母親自身の生活習慣病の発症予防のためにも、母体の健康を維持することが大切です。また、親の子育ての仕方や生活習慣は子どもの成長に大きな影響を与えるため、親が子どもの発育・発達について知識を得る機会を提供することが必要です。

これらのことから、妊娠前からの身体づくりのために、妊娠前の体格・妊娠経過（疾患の有無、就労状況、飲酒・喫煙等）の状況により、生活習慣病の発症予防に向けて課題を明らかにすることが必要です。

本市の乳幼児の健診は、乳児期は個別健診で医療機関にて実施し、幼児期は集団健診で保健センターにて実施しています。1歳6か月児健診の状況を見ると、ことばの理解や発語が遅いという相談が増えています。DVDやテレビ、スマートフォン等が手軽に子どものおもちゃ替わりになることで、言葉だけでなく親子の関わりや、やりとりあそび等が希薄になっていることが考えられます。そして、あそびの変化は子どもの運動不足にも影響していきます。子どもにとって望ましい生活のリズムや運動、あそびについて保護者が理解し、成長・発達の段階に合わせた育児ができるように乳児期の支援の場を増やす必要があります。

本市におけるむし歯がない3歳児の割合は増加していますが、重度のむし歯（1人で6本以上）を保有している3歳児の割合は横ばいです。多様化する生活習慣、食習慣からむし歯の発生原因も複雑化しています。健全な口腔発育は、乳幼児期からの規則正しい生活習慣や食習慣から育まれるため、子どもの生活習慣が確立する低年齢時期からの保護者への情報提供が必要です。

また、むし歯予防効果のあるフッ化物の利用について、引続き理解が深まるような情報提供が必要です。

基本施策

① 妊産婦の身体づくり

妊娠前からの身体づくりのための実態把握を行い、情報提供と普及に努めます。

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 1	(母) 妊婦健康診査	順調な妊娠経過を経て、母子ともに健全な出産を迎えることができるように妊婦健康診査の受診を促します。	健康課
		<p>今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な受診し、医師や助産師等のアドバイスを受けて、自分自身で健康管理に取組むことができるよう受診勧奨を行います。 受診状況〔母体の疾患、健康状態（血圧、血糖値、尿たんぱく等）、胎児の発育状況等〕の確認を行い、実態把握に努めます。 	
No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 2	(母) 妊産婦の相談の充実	妊娠早期から産後までの心身の変化や不安等の相談に対応できるよう体制を整備します。	健康課
		<p>今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付状況の確認を行います。 母子健康手帳交付時の保健指導体制を整備します。 妊娠時期に合わせた健康管理に必要な情報提供と相談体制を整備します。 ハイリスク者に対する関係機関との連携強化を行います。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 3	(母) 妊産婦への教育 の充実	順調な妊娠経過を経て、母子ともに健全な出産を迎えることができるように母自身の将来の生活習慣病予防に向けて、妊産婦への教育を行います。	健康課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠中からの健康管理の必要性及び生活習慣病につながるリスク対策（合併症予防、適正体重管理、喫煙・飲酒の有無等）の教育を行います。 ・ 将来の生活習慣病の発症予防のための教育を行います。 	

基本施策

② 乳幼児の身体づくり

乳幼児が健康な発育・発達ができるように望ましい生活習慣の確立に努めます。

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 1	(母) 乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態の確認及び心身の問題の早期発見・早期治療や支援を目的に健康診査を実施します。	健康課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査受診率の向上に努めます。 ・ 未受診者への受診勧奨を行います。 ・ 関係機関と連携し、未受診者等の状況把握の体制を強化します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 2	(母) 乳幼児期の相談 の充実	未就学児を対象として、保護者の育児不安等の対応と、子どもにとって望ましい生活習慣の確立ができるように育児相談を充実させます。	健康課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>乳児期において望ましい生活習慣の確立ができるように乳児期の相談を実施します。</p>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 3	(母) 訪問事業	乳幼児を持つ家庭に対する訪問を通し、育児不安への対応や、精神的な不安定さを抱える母親への支援を実施します。	健康課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <p>こんにちは赤ちゃん訪問の実施率の向上を目指していきます。 (参考値：平成25年度実績93.7%)</p>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 4	(母) 学習の場の提供	幼児健診等で年齢に合わせた生活習慣に関する学習機会を提供し、親の育児に関する知識を豊かにすることで子どもの健やかな成長を支えます。	健康課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児健診や幼稚園・保育所における巡回教室等で生活習慣（生活リズム、外あそび、食事、睡眠、歯の健康等）に関する情報について、学習の機会を提供します。 ・ 小さく産まれたお子さんのための育児教室を開催します。 	
5(1)② 5	(母) 感染症対策の推進	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施します。	健康課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 定期予防接種の重要性について、ホームページ、広報紙、個別通知等、各種事業で周知します。	
5(1)② 6	(母) 5歳児健康診査	発達に課題を持つ子どもたちが支援を受けずに就学・就職して、困難な状況に陥りがちなことから、市内の5歳児を対象に、スクリーニング調査により健康診査を実施し、要支援という結果が出た子どもに対し、必要な支援を行っていきます。	こども家庭課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 対象を全市に拡大し、必要な支援を継続します。	
5(1)② 7	(母) 保育所における食育の推進	乳幼児期から、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> クッキング保育やバイキング給食、ボードを使用したの食品構成あそび等を実施します。	

施策の方向

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるように多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

現状と課題

子どもは家庭生活を中心に生活習慣等を身につけて育ちます。小学校低学年までは自分よりも大人の判断を信頼し大人に依存していますが、徐々に同性の友人との仲間集団の中でルールを作る等しながら自立性を発達させていきます。そして、思春期になると心と身体の両面での発達が加速される中でその変化を受け入れ、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始めます。思春期に自己肯定感を持ち、自分自身が大切な存在であると思えることは、子どもがたくましく人生を生きていくための重要な課題です。

身体の面に目を向けると、我が国では子どもの肥満が増加し、肥満児の中には既に生活習慣病に罹患している者や生活習慣病予備群と考えられる子どもも多くなっています。

子どもの肥満の要因は大人と同様に不健全な食生活、運動不足、睡眠不足や過度のストレス等が指摘されています。朝食の欠食は肥満とも関係していると言われますが、「平成25年全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、平塚市の小学校5年生及び中学校2年生の朝食の摂取状況は、国、県と比較して毎日食べる割合が低い傾向が見られました。また、食育推進のための実態調査結果から、平成19年度の6～10歳児の朝食を毎日食べる割合は96.7%、平成26年度は96.6%とほぼ変化が見られませんでした。

平成26年度に実施した食育推進のための実態調査では、20歳代男女の体格指数を比較すると、男性はやせ9.3%、ふつう60.5%、肥満30.2%、女性はやせ12.5%、ふつう84.4%、肥満3.1%と男性の肥満の割合が高い状況です。

しかし、女性は肥満の割合は低く体格指数はふつうの割合が高いものの、自己評価は「やや肥満・肥満」と回答する割合が48.1%、「ふつう」と回答する割合が48.2%と、ほぼ同じ割合となりました。一方、やせ願望は一般に中学生頃から始まりますが、近年はやせ願望の低年齢化が指摘され、小学生からやせ願望を持つ女子が増えてきています。体型に対する自己評価について体格指数が「ふつう」でも太っていると評価する人が多い状況です。

成人期に向けて適正体重を維持するために児童生徒の体格の実態を把握し、適正体重維持のための情報提供を行う等、子どもの健全な発育のための取組みが必要です。

一方、歯及び口腔の健康に目を向けると、平成25年度の平塚市学校保健統計調査の結果から、むし歯がない中学校1年生の割合は増加していますが、初期むし歯や歯肉に炎症のある者は約10～20%存在しています。歯周病は成人の歯を失う一番の原因で、成人期につながる健康課題の一つです。むし歯予防と共に歯周病予防に必要な知識と方法の習得、適切な歯科保健指導が必要です。

さらに、ストレス社会と呼ばれる現代においては、身体健康面のみでなく、心の健康面をサポートするための体制の整備が必要です。

基本施策

① 学童期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 1	(母) 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 体格の実態を把握します。 生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及に努めます。 ①学校4～6年生の体格調査と健康教育の実施 ②学校歯科巡回指導の実施 	教育総務課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	
5(2)① 2	(母) 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防に関する実態の把握をします。 生活習慣病予防に関する健康教育を実施します。 ①朝食を欠食する子どもの割合の減少 ②睡眠が6時間未満の子どもの割合の減少 ③運動・スポーツを週3回以上する子どもの割合の増加 	教育指導課
		今後の取組み	
		生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るために、また、運動に親しむ資質や能力を育てるために、学校教育全体を通して健康に関する教育を推進していきます。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 3	(母) 学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> 心電図検査、心臓疾患第2次検査、腎臓疾患(尿)検査、同2次検査、同3次精密検査、寄生虫卵(ぎょう虫卵)検査、結核健康診査、胸部レントゲン直接撮影、結核健康診断精密検査、小学校歯科巡回指導を実施します。 各学校(園)健康診断(内科、眼科、耳鼻科、歯科)を実施します。 	教育総務課
		今後の取組み	
		引続き事業を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 4	(総)(母) スクールカウンセラー派遣事業	3(2)2の事業を参照してください	子ども教育相談センター
		今後の取組	

② 思春期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)② 1	(母) 思春期の教育の充実	母性・父性を養い、将来に向けた健全な身体づくりに関する教育を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 将来に向けた身体づくりや性に関する知識の普及に努めます。 思春期対策連絡会の実施等で関係機関との連携を図ります。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)② 2	(総)(母) こころと命のサポート事業	1(4)8の事業を参照してください	福祉総務課
		今後の取組み	

施策3 子どもが健やかに育つための地域づくり 基盤課題C

施策の方向

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

現状と課題

少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の伸展等、子育て家庭とそれを取巻く環境は複雑に変化してきています。親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くためには、地域のネットワークをつくり、社会全体で親子を温かく見守ることが望まれています。

働く親を支援し、親子を孤立させないための施策として、様々な子育てサービスの提供に努めています。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 1	(子)(総)(母) 一時預かり事業	2(1)1の事業を参照してください	保育課
		今後の取組み	
5(3) 2	(子)(総)(母) ファミリー・サ ポート事業	2(1)2の事業を参照してください	保育課
		今後の取組み	
5(3) 3	(子)(総)(母) 子育て支援セン ター事業	2(2)1の事業を参照してください	保育課
		今後の取組み	
5(3) 4	(子)(総)(母) つどいの広場事業	2(2)2の事業を参照してください	保育課
		今後の取組み	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 5	(母) 開放保育事業	2(2)3の事業を参照してください	保育課
		今後の取組み	
No	事業名	事業の概要	担当課
5(3) 6	(母) 赤ちゃん広場事業	2(2)4の事業を参照してください	保育課
		今後の取組み	

施策4 育てにくさを感じる親への支援 重点課題①

施策の方向

近年、育児中の家庭の孤立化が指摘され、親が育児に不安や困難さを感じつつ、それらを解消しないまま抱え込む危うさがあると言われます。子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持ち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠がわかった時から情報提供と相談の場を提供し、育てにくさを感じる親に寄り添う支援を行っていきます。

現状と課題

親が感じる育てにくさには、子どもの心身の発達・発育の偏り、疾病等によるもの、親の子育て経験の不足や知識不足によるもの、親の心身の不調等によるものなど多面的な要素を含んでいると言われます。

育てにくさは親の育児不安等を増強させるため、親の発する育てにくさのサインに早期に気づき、親子に適切な時期に適切な支援を行うことが大切です。

健康課では、家庭訪問・育児相談・健診等の場面で、子どもの発達や関わり方等に不安を持ち、育てにくさを感じている親への支援として、健診事後フォロー教室を実施しています。

また、主に子どもの発達等の相談はこども発達支援室で受け、子どもの状態に則した支援を提供しています。親には子どもへの理解を深められるように支援し、関わり方について一緒に考えながら助言しています。また、幼児期から学童期に切れ目ない支援が継続できるように、はぐくみサポートファイル[※]の活用を広げていますが、関係機関とのさらなる連携を図っていく必要があります。

※「はぐくみサポートファイル」は、発達に課題がある子どもをもつ保護者が、こどもの発達のあゆみとして記録するとともに、支援機関等へのスムーズな情報伝達をサポートするためのツール。

基本施策

① 親への支援

親が育児に対して余裕と自信を持ち、親としての役割を発揮できる社会を構築するために、情報や相談の場を提供し、育てにくさをもつ親に寄り添う支援を行います。

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 1	(母) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持つことができるように、育てにくさを感じている親の実態を把握しながら支援していきます。	健康課
		<p>今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診票から実態を把握します。 ・ 子育ての仕方や発育発達の知識を普及します。 ・ 幼児健診事後フォロー教室を実施します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 2	(母) CSP (コモンセンスペアレンティング)	つい怒鳴ってしまう、叩いてしまう等、子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方及びコミュニケーションの方法を練習する講座を開催し、親子関係を改善していきます。	こども家庭課
		<p>今後の取組み</p> <p>子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方及びコミュニケーションの方法を練習し、親子関係を改善していくためのCSP講座を開催します。</p>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 3	(母) ペアレントトレーニング	発達に障がいを持つ子どもの養育は難しく、親が子育てに自信を失いがちであることから、ペアレントトレーニングの効果が見込まれる希望者に対して、10回コースの講座を実施します。また、より多くの保護者へのダイジェスト講座、幼稚園・保育所、小・中学校等の指導者向け講座であるティーチャーズトレーニングも実施していきます。	こども家庭課
		<p>今後の取組み</p> <p>より多くの保護者が受講できるように講座の実施方法を工夫します。また、講座修了者に対して、同じ立場から共感的に悩み等を聞くことができる「ペアレントメンター」として活動してもらえるようにその育成に取組みます。</p>	

② 子どもへの支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)② 1	(母) こども発達支援室の療育相談	子どもの発達の不安に対応するために電話や面接により相談を行います。また、心理相談、言語聴覚士による相談、作業療法士による相談、小児精神科医による相談、一般相談等、子育てについての不安や悩みの相談を受け付けます。	こども家庭課
		<p>今後の取組み</p> <p>相談事業を継続します。</p>	

③ 障がい児への支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 1	(母) 地域療育システム事業	障がい児、発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように医療・保健・教育・地域・福祉等の連携を図ります。	こども家庭課
		今後の取組み	
		関係機関との連携を継続・強化します。	
5(4)③ 2	(母) 福祉サービス費の支給	障がい児等に対する各種福祉サービス費を支給し、障がい児等の発達支援、及び保護者の介護負担軽減を図ります。	こども家庭課
		今後の取組み	
		サービスについての情報提供をし、適切に支給します。	
5(4)③ 3	(母) 障がい児保育	保育所において、保育を必要とし、集団保育が可能な障がい児を受入れて保育を行います。〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 障がいを持つ乳幼児を受入れ、保育を実施します。 保育士が障がい児保育講習会や研修会へ積極的に参加していきます。 	
5(4)③ 4	(母) 統合保育	保育を必要としないが、集団保育による療育を必要とする児童を対象に、健常児との関わりの中で、児童の発達促進を図るため、保育所における統合保育を行います。 なお、保育所の待機児童の解消との関連を視野に入れながら、実施について検討するものとします。〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組み	
		統合保育の実施に向けた検討を継続します。	
5(4)③ 5	(母) 体験・交流保育事業	乳幼児健診、育児相談及び療育相談等でフォローが必要とされる児童を対象に、幼稚園や保育所において、健常児と集団生活をともに経験することにより、児童の健やかな成長を図り、また、保護者への育児支援を行います。〔対象：就学前児童〕	保育課 教育指導課
		今後の取組み	教育総務課
		<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や育児相談等においてフォローが必要とされる児童を受入れ、体験保育を実施します。 障がいのあるなしにかかわらず、全ての園児が幼稚園において集団で生活し、ともに活動できるように支援します。 	こども家庭課
5(4)③ 6	(母) 支援教育等の推進・充実事業	特別な配慮を要する児童・生徒へよりよい支援を行うために、必要に応じて小・中学校に相談支援チームを派遣して校内支援体制の整備を推進するとともに、各種研究会・研修会を実施します。〔対象：小・中学校〕	子ども教育相談センター
		今後の取組み	
		支援教育の理解や校内支援体制の充実を図るために、相談支援チームの派遣や、内容を精査した研究会・研修会等の開催に努めます。	

施策5 児童虐待の防止対策 重点課題②

施策の方向

子どもの虐待を防ぎ、全ての子どもが健やかに成長できるような社会を構築するため、児童虐待の発生予防には、妊娠届出時等、妊娠期から関わるのが重要であり、早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携が必要です。その対応策として、子どもの保護・支援、保護者支援の体制づくりを進めます。

現状と課題

児童虐待件数は年々増加しており我が国の大きな問題ですが、本市においては、心理的虐待及びネグレクトを合わせた件数が全体のおよそ8割を占めています。また、被虐待児のおよそ半数は、未就学児となっています。

虐待防止のためには子どもを産む前の妊娠期からの関わりが必要と言われます。望まない妊娠、未婚、できちゃった結婚、若年・高齢妊娠等は虐待に繋がるリスクが高いため、予防のためには関係機関との連携を強化し、情報を共有しながら支援できる体制づくりが必要です。

基本施策

① 早期発見・早期対応

No	事業名	事業の概要	担当課
5(5)① 1	(母) ハイリスク者への支援の充実	児童虐待防止のため、早期から必要な支援を提供できるように関係機関と連携していきます。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周産期におけるハイリスク者への対応を行います。 ・ 家庭訪問・健診等において機会を捉えた対応を行います。 	

② 関係機関との連携

No	事業名	事業の概要	担当課
5(5)② 1	(母) 児童虐待防止ネットワークの充実	1(2)1の事業を参照してください	こども家庭課
		今後の取組み	

各種相談事業の連携

対象者 相談内容	乳児		幼児				少年						高校生			大学生				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳～
健康	保健センター(健康課)																			
	こども発達支援室 くれよん						小学校・中学校													
育児	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
	こども総合相談担当(こども家庭課)																			
	こども発達支援室 くれよん																			
栄養	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
	こども総合相談担当(こども家庭課)																			
							小学校・中学校													
知的・情緒	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
							こども総合相談担当(こども家庭課)													
							こども発達支援室 くれよん													
性格・行動	保健センター(健康課)																			
	保育所																			
	子育て支援センター(保育課)																			
	つどいの広場(保育課)																			
	こども発達支援室 くれよん																			
	幼稚園						子ども教育相談センター													
身体	保健センター(健康課)																			
							こども総合相談担当(こども家庭課)													
							こども発達支援室 くれよん													
							子ども教育相談センター													
							青少年相談室(青少年課)													
生活一般	保健センター(健康課)																			
							こども総合相談担当(こども家庭課)													
	こども発達支援室 くれよん																			
							子ども教育相談センター													
						青少年相談室(青少年課)														

対象者 相談内容	乳児	幼児					少年						高校生			大学生								
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳～				
保護者への経済支援	こども総合相談担当(こども家庭課)																							
障がい福祉サービス関係	こども発達支援室 くれよん																							
家族関係	保健センター(健康課)																							
	保育所																							
	子育て支援センター(保育課)																							
	つどいの広場(保育課)																							
						こども総合相談担当(こども家庭課)																		
虐待	保健センター(健康課)																							
	保育所																							
	子育て支援センター(保育課)																							
	つどいの広場(保育課)																							
						こども総合相談担当(こども家庭課)																		
非行											こども総合相談担当(こども家庭課)													
																青少年相談室(青少年課)								
学校生活											こども総合相談担当(こども家庭課)													
																子ども教育相談センター								
																					青少年相談室(青少年課)			
不登校											こども総合相談担当(こども家庭課)													
																子ども教育相談センター								
																					青少年相談室(青少年課)			
福祉に関わる総合的な相談	保健福祉総合相談窓口(福祉総務課)																							
女性に関わる総合的な相談	女性のための相談窓口(人権・男女共同参画課)																							
地域における福祉や生活に関する相談	民生委員児童委員の相談(福祉総務課)																							
日常生活で困ったこと悩み事などの相談	市民相談室(市民情報・相談課)																							
家庭内の法律上の問題など弁護士による相談	市民相談室(市民情報・相談課)																							
人権相談	人権擁護委員会による相談(人権・男女共同参画課)																							

量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、それによりその区域における教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援事業に係る需給調整を判断することとなります。



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を見ていくものとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できる利用希望を踏まえて、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」等から算出します。。。

① 認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

1号認定：3～5歳児、学校教育のみ利用（保育の必要性なし）

2号認定：3～5歳児、保育の必要性あり

3号認定：0～2歳児、保育の必要性あり

なお、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」が、新制度では「保育の必要性」となり事由の追加や緩和がされています。

《現行》

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条)	
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること	
①昼間労働することを常態としていること(就労)	
②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)	
③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)	
④同居の親族を常時介護していること(同居親族の介護)	
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)	
⑥前各号に類する状態にあること(その他)	

《新制度》

新制度における「保育の必要性」の事由	
○以下のいずれかの事由に該当すること	
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	
①就労	
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)	
・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。	
②妊娠、出産	
③保護者の疾病、障がい	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	
⑤災害復旧	
⑥求職活動	
・起業準備を含む	
⑦就学	
・職業訓練校等における職業訓練を含む	
⑧虐待やDVが行われており、また、おそれがあること	
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	



※ アンダーラインの説明は、保育の必要性の事由として新たに追加されたもの。

新制度では、保育認定について、保育標準時間(主にフルタイムの就労を想定)と保育短時間(主にパートタイムの就労を想定)の2区分の保育必要量を設けることとなります。この区分の下で、保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量を認定します。

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用(11時間)		1号認定	教育標準時間利用(3～4時間)
		保育短時間利用(8時間)			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用(11時間)		1号認定	教育標準時間利用(3～4時間)
		保育短時間利用(8時間)			

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
				月120時間以上の就労	月120時間未満60時間以上の就労	月60時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	月120時間未満60時間以上の就労						
	月60時間未満の就労		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

保育の必要性あり 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
- タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
- タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
- タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
- タイプD : 専業主婦(夫)家庭
- タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
- タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
- タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)

※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園と保育施設が一体化した施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。

【現状】

		平成26年度（4月1日現在） * 教育希望（幼稚園利用）は25年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
児童数		6,496人		3,976人	1,834人	
定員		5,055人	1,924人	1,191人	160人	
充足率		77.8%	29.6%	30.0%	8.7%	
定員内訳	幼稚園	4,845人	0人	0人	0人	
	認可保育所	0人	1,924人	1,191人	160人	
	認定こども園	210人	0人	0人	0人	

※ 充足率：定員を児童数で除して算出した値。

(2) 平成27年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実

施時期

【今後の方向性】

幼稚園においては、定員に対し、入園率が70%程度となっているため、保育所の見込み等を勘案しながら、認定こども園化の検討をしていきます。

保育所においては、特に1・2歳のニーズに対する施設が不足しているため、幼稚園の見込み等を勘案しながら、認定こども園化の検討をしていきます。

認定こども園については、現在、幼稚園型の私立の認定こども園が1園あり、今後、公立において幼保連携型の認定こども園が平成29年4月に開所予定であるほか、いくつかの私立幼稚園・保育所においても認定こども園への移行を予定しています。

また、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設として、幼稚園及び保育所の機能を併せ持った認定こども園の普及促進は、新制度の大きな目的の一つとなっています。

本市においても、ニーズや動向をみながら、既存の教育・保育施設に対して、認定こども園への移行に必要な支援を行っていきます。

さらに、産休・育休中の保護者が、希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう努めます。

【平成27年度】

			平成27年度				
			1号	2号		3号	
			3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要 教育希望が強い		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
					左記以外		
(参考) 児童数推計			6,275人			3,903人	1,927人
需要率			56.7%	7.7%	32.6%	35.0%	14.7%
ニーズ量の見込み			3,557人	486人	2,044人	1,365人	284人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	613人	76人	2,137人	1,110人	382人
	確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	3,641人	498人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	提供量合計		4,254人	574人	2,137人	1,110人	382人
	過不足分(提供量－ニーズ量)		697人	88人	93人	▲255人	98人

※ 需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。

※ 各年度とも確保方策は定員の数値ですが、保育所等では基準の範囲内で定員以上の受入れも行っています。

【平成28年度】

		平成28年度					
		1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		6,004人			3,978人	1,902人	
需要率		56.7%	7.7%	32.6%	34.9%	14.8%	
ニーズ量の見込み		3,403人	465人	1,956人	1,390人	281人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	1,001人	137人	2,183人	1,125人	385人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,400人	465人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	提供量合計		4,401人	602人	2,183人	1,125人	385人
過不足分(提供量－ニーズ量)		998人	137人	227人	▲265人	104人	

【平成29年度】

		平成29年度					
		1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		5,919人			3,930人	1,880人	
需要率		56.7%	7.7%	32.6%	34.9%	14.8%	
ニーズ量の見込み		3,355人	458人	1,928人	1,373人	278人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	1,330人	181人	2,258人	1,130人	396人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,084人	421人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	提供量合計		4,414人	602人	2,258人	1,130人	396人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,059人	144人	330人	▲243人	118人	

【平成30年度】

		平成30年度					
		1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		5,852人			3,881人	1,860人	
需要率		56.7%	7.7%	32.6%	34.9%	14.8%	
ニーズ量の見込み		3,317人	453人	1,906人	1,356人	275人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	1,330人	181人	2,258人	1,130人	396人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,084人	421人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	提供量合計		4,414人	602人	2,258人	1,130人	396人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,097人	149人	352人	▲226人	121人	

【平成31年度】

		平成31年度					
		1号	2号		3号		
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		5,900人			3,839人	1,830人	
需要率		56.7%	7.7%	32.6%	35.0%	14.8%	
ニーズ量の見込み		3,344人	457人	1,922人	1,343人	270人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、認 定こども園	1,425人	196人	2,318人	1,460人	446人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	2,628人	327人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設		0人	0人	0人	0人	0人
	提供量合計		4,053人	523人	2,318人	1,460人	446人
過不足分(提供量－ニーズ量)		709人	66人	396人	117人	176人	

【0～2歳の保育利用率】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童数推計	5,830人	5,880人	5,810人	5,741人	5,669人
提供量合計	1,492人	1,510人	1,526人	1,526人	1,906人
保育利用率	25.6%	25.7%	26.3%	26.6%	33.6%

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業） ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【現状】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	1,830人	1,659人	1,681人	1,573人
実施箇所数	32か所	33か所	33か所	33か所

※ 利用者数は実人数

【今後の方向性】

時間外保育については、アンケート調査によるニーズ量よりも、実績値（平成25年度1,573人）が上回る結果となりました。今後もニーズには十分対応していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	1,017人	999人	986人	974人	972人
実施箇所数 (確保方策)	33か所	33か所	33か所	33か所	33か所
提供量	1,017人	999人	986人	974人	972人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量、提供量は実人数

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後のあそびや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
利用児童数	860人	915人	995人	1,010人	1,064人	1,127人

※ 利用児童数は実人数

【今後の方向性】

本市は、小学校6年生までを対象としており、今後も高学年の利用意向も考えられることから、利用者全体の見込み量に沿った確保を目指していきます。

放課後児童健全育成事業の事業量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、実質利用児童数の増減に注視していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	1,236人	1,290人	1,351人	1,418人	1,466人
実施箇所数 (確保方策)	39か所	40か所	41か所	42か所	43か所
提供量	1,236人	1,290人	1,351人	1,418人	1,466人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量、提供量は実人数

(5) 幼稚園における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

ニーズや地域の実情を踏まえて、利用方法の周知等についても工夫を重ねながら、実施していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量（1号認定による利用）	878人	840人	828人	818人	825人
ニーズ量（2号認定による利用）	29,328人	28,062人	27,664人	27,351人	27,576人
実施箇所数 （確保方策）	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所
提供量	52,000人	52,000人	52,000人	52,000人	52,000人
過不足 （提供量－ニーズ量）	21,794人	23,098人	23,508人	23,831人	23,599人

※ ニーズ量、提供量は延べ利用者数



(6) 保育所等における一時預かり事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	9,240人	9,059人	11,189人	14,306人	13,815人
実施箇所数	12か所	13か所	14か所	16か所	16か所

【今後の方向性】

保育所等による一時預かり事業については、アンケート調査によるニーズ量よりも実績値（平成25年度13,815人日）が上回る結果となりました。今後もニーズには十分対応していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	9,981人	9,820人	9,693人	9,580人	9,552人
実施箇所数（確保方策）	16か所	16か所	16か所	16か所	16か所
提供量	9,981人	9,820人	9,693人	9,580人	9,552人
過不足（提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量、提供量は延べ利用者数

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

教育・保育施設等の利用者負担額については、地方公共団体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかし、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

1 平塚市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 平塚市子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項の規定により本市が定める計画をいう。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体の代表者
- (3) 保育・教育関係団体の代表者
- (4) 商工労働関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、特定の事項及び専門的事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

(意見等の聴取)

第9条 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 平塚市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 平塚市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第4号。以下「条例」という。)

第10条の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条の規定により市長が委嘱する委員は、別表第1に掲げる者とする。

(部会の所掌事務)

第3条 条例第8条の部会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 別表第2に掲げる者で組織する子育て支援事業推進部会 平塚市次世代育成支援行動計画の推進等に関する事項

(2) 別表第3に掲げる者で組織する公立園の在り方検討部会 平塚市の公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項

(部会の議長及び副議長)

第4条 部会に議長及び副議長1人を置き、部会委員の互選により定める。

2 議長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、議長が招集する。

2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ部会を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の意見等の聴取)

第6条 議長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、健康・こども部保育課で処理する。

(部会の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、議長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

平塚市子ども・子育て会議

区分	人数
学識経験者	1人
平塚民間保育園連盟の代表者	同上
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者	同上
平塚市医師会の代表者	同上
平塚市学童保育連絡協議会の代表者	同上
平塚市私立幼稚園協会の代表者	同上
平塚市小学校長会の代表者	同上
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者	同上
平塚商工会議所の代表者	同上
西湘地域労働者福祉協議会の代表者	同上
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者	同上
神奈川県平塚児童相談所の代表者	同上
公募に応じた市民	3人
公立幼稚園の保護者の代表者	1人
私立幼稚園の保護者の代表者	同上
公立保育所の保護者の代表者	同上
私立保育所の保護者の代表者	同上

別表第2（第4条関係）

子育て支援事業推進部会

区分	人数
学識経験者	1人
平塚民間保育園連盟の代表者	同上
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者	同上
平塚市学童保育連絡協議会の代表者	同上
平塚市私立幼稚園協会の代表者	同上
平塚市小学校長会の代表者	同上
平塚市地域教育カネ트워크協議会の代表者	同上
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者	同上
神奈川県平塚児童相談所の代表者	同上
公募に応じた市民	2人

別表第3（第4条関係）

公立園の在り方検討部会

区分	人数
学識経験者	1人
平塚民間保育園連盟の代表者	同上
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者	同上
平塚市私立幼稚園協会の代表者	同上
公募に応じた市民	2人
公立幼稚園の保護者の代表者	1人
私立幼稚園の保護者の代表者	同上
公立保育所の保護者の代表者	同上
私立保育所の保護者の代表者	同上

3 平塚市子ども・子育て支援事業計画策定部会設置要綱

(趣 旨)

第1条 子ども・子育て支援法第61条の規定による平塚市子ども・子育て支援事業計画並びに次世代育成支援対策推進法第8条の規定による平塚市次世代育成支援行動計画を策定するため、平塚市子ども・子育て支援事業計画策定部会（以下「策定部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定部会は、子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、調査及び検討を行うものとする。

2 平塚市子ども・子育て支援事業計画は、平塚市次世代育成支援行動計画を含むものとする。

(組 織)

第3条 策定部会は、関係各課の職員25人以内で組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、策定部会を代表し、会務を総理し、策定部会の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招 集)

第5条 策定部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(意見等の聴取)

第6条 部会長は、策定部会の運営上必要があると認めるときは、部会員以外の者を策定部会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 策定部会に係る庶務については、健康・こども部保育課において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

4 平塚市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	選出区分
委員長	落合 優	学識経験者
副委員長	大谷 洋子（～H26.3）	平塚市民生委員児童委員協議会
	黒田 眞美江	
委員	酒井 かず子	平塚民間保育園連盟
	中村 千里	平塚市医師会
	三石 かおる	平塚市学童保育連絡協議会
	鷲尾 紀行	平塚市私立幼稚園協会
	大野 かおり（～H26.5）	平塚市小学校長会の代表者
	吉野 英子	
	山口 恵信	平塚市地域教育力ネットワーク協議会
	長谷川 進	平塚商工会議所
	斗澤 正幸（～H26.5）	西湘地域労働者福祉協議会
	島崎 直人	
	白勢 貴美子	神奈川県平塚保健福祉事務所
	佐藤 隆司（～H26.5）	神奈川県中央児童相談所
	野坂 正径	神奈川県平塚児童相談所
	山岸 道子	公募に応じた市民
	市川 千鈴	公募に応じた市民
田中 眞知子	公募に応じた市民	
相原 眞貴子（～H26.5）	公立幼稚園の保護者	
石川 七		
太田 小織	私立幼稚園の保護者	
山栴 文子	公立保育所の保護者	
重徳 奈巳	私立保育所の保護者	

5 平塚市子ども・子育て支援事業計画策定部会委員名簿

課名	担当名	職名	氏名
企画政策課	計画推進担当	主任	賀川 篤
財政課	財政担当	主査	坪内 慎一郎
危機管理課	危機管理担当	主事	瀬川 隆治
職員課	人事研修担当	主任	秋山 達郎
産業振興課	企業支援・労政担当	主査	大関 健
人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画担当	主任	小泉 朱美
福祉総務課	地域福祉担当	主事	内山 未来子
こども家庭課	こども総合相談担当	課長代理	湯川 浩之
健康課	健康づくり担当	主管	松本 奈美
青少年課	青少年育成担当	主管	安田 恭之助
環境政策課	環境政策担当	主任	岩崎 亮裕
まちづくり政策課	都市景観担当	主事	伊原 聡
交通政策課	交通政策担当	主査	鈴木 岳央
みどり公園・水辺課	公園管理担当	主査	高野 達郎
道路整備課	計画担当	課長代理	武井 敬
教育総務課	企画担当	課長代理	岩田 裕之
学校給食課	給食担当	主査	伊藤 淑江
教育指導課	教育指導担当	指導主事	伊沢 秀樹
平塚市教育研究所	教育研究所	主管兼指導主事	舩島 紀子
子ども教育相談センター	子ども教育相談センター	主査兼指導主事	山本 優佳
社会教育課	社会教育担当	主査	杉山 真澄
中央公民館	公民館担当	主任	鶴田 晶子
博物館	管理担当	主事	塚田 健
中央図書館	管理担当	主管	小泉 明子
保育課	吉沢保育園	課長代理	山本 宏江

【事務局】

課名	担当名	職名	氏名
保育課		課長	二見 博幸
保育課	子育て支援担当	課長代理	高倉 謙一
保育課	金田保育園	課長代理	石井 けいこ
保育課	子育て支援担当	主管	山内 康平
保育課	子育て支援担当	主事	平山 敦子
保育課	子育て支援担当	主事	鈴木 俊貴

6 策定経過

	開催日	事項	内容
平成25年	6月4日	平成25年度第1回 平塚市子ども・子育て会議	・委員の委嘱 ・子ども・子育て会議について
	12月5日～ 12月19日	アンケート調査実施	・就学前児童の保護者対象（2,500人）
	3月14日	平成25年度第2回 平塚市子ども・子育て会議	・アンケート調査結果概要等について
平成26年	5月21日	平成26年度第1回 平塚市子ども・子育て支援事業計画策定 部会	・子ども・子育て支援事業計画について ・アンケート調査結果から推計したニーズ量の 見込みについて
	5月23日	平成26年度第1回 平塚市子ども・子育て会議	・交替委員の委嘱 ・アンケート調査結果から推計したニーズ量の 見込みについて
	6月27日	平成26年度第2回 平塚市子ども・子育て支援事業計画策定 部会	・計画素案（骨子案）について ・各課への照会事項について ・量の見込みについて ・母子保健計画について
	7月4日	平成26年度第2回 平塚市子ども・子育て会議	・計画素案（骨子案）について ・量の見込みについて
	7月24日	平成26年度第3回 平塚市子ども・子育て会議	・「量の見込み」「確保方策」の県への一次報告 について
	8月21日	平成26年度第3回 平塚市子ども・子育て支援事業計画策定 部会	・「量の見込み」「確保方策」について ・計画素案について
	8月28日	平成26年度第4回 平塚市子ども・子育て会議	
	10月15日	平成26年度第4回 平塚市子ども・子育て支援事業計画策定 部会	
	10月28日	平成26年度第5回 平塚市子ども・子育て会議	
	11月11日	庁議	・計画素案に対するパブリックコメントの実施 について
11月21日～ 12月22日	意見募集（パブリックコメント）の実施	・計画素案を平塚市ホームページ及び公民館等 公共施設149か所にて公表	
平成27年	1月15日	神奈川県との法定協議	・パブリックコメント終了後の計画素案を神奈 川県に提出
	3月13日	平成26年度第6回 平塚市子ども・子育て会議	・パブリックコメント結果について ・計画案について
	3月24日	庁議	・パブリックコメント結果について ・計画案について

7 用語解説（50 音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所。

コモンセンスペアレンティング（CSP=Common Sense Parenting）

虐待をした親向けの訓練のためのプログラム。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や親子関係の回復をめざすもの。

【さ行】

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

小規模保育施設

0歳～小学校入学前までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の保育施設。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

総合的な学習の時間

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を越えて行う学習のこと。総合学習ともいう。

【た行】

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【は行】

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

放課後子ども総合プラン

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、国全体の放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの）について、1万か所以上で実施することを目指すもの。

新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

平塚市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：平塚市 健康・こども部 保育課
〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号 本館7階

電話：0463-21-9842（子育て支援担当）
0463-21-9612（保育担当）

F A X：0463-21-9738